

港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の令和4年度の
進捗状況について

報告内容

港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の令和4年度の進捗状況について、以下のとおり報告します。

1 対 象

港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）に計上している115の計画事業及び117の子どもの未来応援施策の令和4年度中の進捗状況

<港区子ども・子育て支援事業計画について>

港区子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定しているものです。10の基本方針のもと、115の計画事業を計上しています。

また、本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」を包含していることから、港区が子どもの貧困対策として掲げている117の「港区子どもの未来応援施策」もあわせて計上しています。

<本計画の目指すべき将来像と基本方針>

目指すべき将来像	安心して子育てができ、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる地域共生社会
基本方針1	教育・保育施設等の充実
基本方針2	地域子ども・子育て支援事業の充実
基本方針3	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
基本方針4	子ども・子育て支援の質の確保
基本方針5	産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保
基本方針6	特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実
基本方針7	ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備
基本方針8	放課後対策の総合的な推進
基本方針9	子どもの健全な育成に向けた施策の充実
基本方針10	子どもの未来を応援する施策の充実

2 基準日

令和5年3月31日時点の令和4年度中の進捗状況

3 進捗状況評価

(1) 子ども・子育て支援事業計画 計画事業

令和4年度の進捗状況調査の結果、子ども・子育て支援事業計画に計上している115事業のうち、「当初計画以上」が11、「当初計画どおり」が101、「当初計画遅延」が2、「廃止」が1という結果となりました。

	事業数	進捗状況評価（事業数）					
		当初計画以上	当初計画どおり	当初計画遅延	一部未実施	未実施	廃止
合計	115	11	101	2	0	0	1
基本方針1 教育・保育施設等の充実	8	0	8	0	0	0	0
基本方針2 地域子ども・子育て支援事業の充実	16	2	14	0	0	0	0
基本方針3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	3	0	3	0	0	0	0
基本方針4 子ども・子育て支援の質の確保	20	4	16	0	0	0	0
基本方針5 産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保	2	0	1	0	0	0	1
基本方針6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実	26	2	24	0	0	0	0
基本方針7 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備	7	0	7	0	0	0	0
基本方針8 放課後対策の総合的な推進	8	1	7	0	0	0	0
基本方針9 子どもの健全な育成に向けた施策の充実	15	0	13	2	0	0	0
基本方針10 子どもの未来を応援する施策の充実	10	2	8	0	0	0	0

<「当初計画以上」「当初計画遅延」「廃止」の具体的内容>

評価	事業名	評価の具体的内容
当初計画以上 (11事業)	学童クラブ事業の充実 2-(3)-①	令和4年11月に放課GO→クラブあかさかの定員を30人から54人に拡大しました。
	一時預かり事業の推進 2-(9)-①	令和4年度からあっぴい港南四丁目において新たに乳幼児一時預かり事業を開始しました。
	乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進 4-(2)-②	令和4年度から、大学との協働による研究プロジェクトを開始し、学識経験者の助言を頂きながら保育士の資質向上につなげられるような研修の取組を実施しました。
	指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上 4-(2)-④	令和4年11月から、保育の質向上を目的として、保育の専門的な知識を有する保育アドバイザーを派遣する事業を開始し、区内認可保育施設各々が抱える課題について相談ができる仕組みを新たに構築しました。
	保育施設における外遊びの支援 4-(2)-⑥	民有地を活用し、就学前児童向けの外遊び場として「高輪二丁目こどものにわ」を令和4年4月に開設しました。
	多胎児の子育て家庭に対する支援の充実 4-(4)-②	産前産後家事・育児支援事業では、多胎妊娠家庭の利用料金を減額するとともに、令和4年11月から、利用時間数及び利用可能期間を拡充しました。
	里親登録の拡大と支援の充実による家庭養護の推進 6-(3)-①	里親制度の普及や里親委託の推進のため、説明会や養育家庭体験発表会、パネル展の開催、イベントへの出展、区ホームページ、SNS等を活用した里親制度の周知等を行いました。
	障害児保育の充実 6-(5)-②	令和4年度は、私立園における障害児保育の質の向上を図るため、心理士によるカウンセリング、言語聴覚士や作業療法士による巡回指導を開始しました。
	学童クラブ事業の充実 8-(1)【再掲】	令和4年11月に放課GO→クラブあかさかの定員を30人から54人に拡大しました。
	相談体制の整備 10-(2)-③	区内のヤングケアラーに対する支援策を検討するため、令和4年9月に、港区ヤングケアラー実態調査を実施しました。
	教育にかかる経済的支援の充実 10-(3)-②	令和5年度から就学援助対象者を私立学校に在学または就学予定の児童・生徒にまで拡大することに伴い、令和4年度中に令和5年度新小学校1年生及び新中学校1年生に対して、新入学学用品費の入学前支給を行いました。
当初計画遅延 (2事業)	公園の整備（一の橋公園の整備工事） 9-(1)-①	一の橋公園内で実施している自転車駐車場整備工事において、瓦礫混じり土砂により進捗が遅れたことで工期延伸をすることになりました。それに伴い公園整備工事も工期延伸することになりました。
	たかなわ子どもカレッジ（高輪地区地域事業） 9-(3)-③	たかなわ子どもカレッジで実施する「子ども教育支援教室事業」は、高輪子ども中高生プラザで14プログラムを計40回開催しましたが、東海大学で実施する「児童の放課後のあそび場」事業は、改修工事等の影響で校内に入校できなかったため、令和4年度は中止しました。
廃止 (1事業)	保育施設の1歳児定員の拡大 5-(1)-②	待機児童が解消され、本事業の利用率が低下していたことや、空きクラスを確保できる私立認可保育園が減っており、事業を継続することが困難であったことを踏まえ、令和2年度末をもって事業を廃止しています。

(2) 子どもの未来応援施策

令和4年度の進捗状況調査の結果、子ども・子育て支援事業計画に計上している117事業のうち、「当初計画以上」が4、「当初計画どおり」が107、「未実施」が1、「廃止」が5という結果となりました。

	事業数	進捗状況評価（事業数）					
		当初計画以上	当初計画どおり	当初計画遅延	一部未実施	未実施	廃止
合計	117	4	107	0	0	1	5
(1) 教育・学習の支援	14	0	13	0	0	0	1
(2) 生活環境の安定の支援	66	4	60	0	0	1	1
(3) 経済的安定の支援	34	0	31	0	0	0	3
(4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備	3	0	3	0	0	0	0

<「当初計画以上」「未実施」「廃止」の具体的内容>

評価	事業名	評価の具体的内容
当初計画以上 (4事業)	乳幼児健康診査(2)-18	3歳児健康診査について、11月から隔月土曜日開催を試行で開始しました。
	放課G0→クラブ・学童クラブ(2)-30	放課G0→クラブあかさかで学童クラブの定員を40人から54人に拡大しました。
	子育てひろば・乳幼児一時預かり(2)-51	令和4年5月から、あっぱい港南四丁目において、乳幼児一時預かりを開始しました。
	産前産後家事・育児支援事業(2)-59	令和4年11月から、対象者を3歳誕生日の前日までに拡充しました。
未実施 (1事業)	みなとキャンプ村(2)-32	例年、山梨県小菅村平山キャンプ場で2泊3日の宿泊キャンプを実施していましたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。
廃止 (5事業)	私立幼稚園就園奨励費(1)-7	幼児教育・保育の無償化の開始に伴い廃止しました。
	親子ふれあい助成事業(2)-26	利用実績や施策の目的を実現する手段として十分機能していない現状と事務事業評価結果を踏まえ廃止しました。
	港区女性福祉資金貸付(3)-19	給付型奨学金の拡大や高校修学費無償化等により、区民のニーズが著しく低下していたため廃止しました。
	保育料寡婦（寡夫）みなし適用(3)-23	令和3年1月1日施行の国の税制改正により、保育料の寡婦（寡夫）みなし適用を終了しました。
	幼稚園保育料の算定における寡婦（寡夫）控除みなし適用(3)-32	令和3年1月1日施行の国の税制改正により、幼稚園保育料の寡婦（寡夫）控除のみなし適用を終了しました。

第3章		施策内容		基本方針	1 教育・保育施設等の充実			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
1	(1) 幼児教育（1号認定及び2号認定のうち共働きで幼稚園を利用している者） 巻末ボックス表1	①幼稚園の受入体制の充実	地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し、公私立幼稚園全体で幼稚園の受入体制の充実を図ります。	29	幼児人口や幼稚園希望率の減少等に伴い、公私立幼稚園共に園児数が減少しています。こうした状況を踏まえ、令和4年度入園の区立幼稚園募集定員を3～5歳児合計で140人削減しましたが、引き続き定員に空きが生じている状況です。令和5年度の区立幼稚園募集定員については、3～5歳児合計でさらに150人の削減を実施しました。	当初計画どおり	引き続き幼稚園ニーズの動向を注視し、公私立幼稚園全体で幼児の受入体制を確保していきます。	教育長室 学務課
		②園舎等の整備	幼児数の変化や施設の老朽化に対応し、より良い教育環境を確保するため、計画的に区立幼稚園園舎等の改築や増築を進めます。	29	中之町幼稚園の改築工事を進め、令和4年6月末に新園舎が竣工しました。新園舎竣工後、仮設園舎を解体し、園庭の整備工事を進めました。赤羽幼稚園の改築工事を実施し、令和5年2月末に仮園舎（赤羽小学校新校舎）が竣工しました。	当初計画どおり	引き続き、中之町幼稚園の園庭及び赤羽幼稚園新園舎の整備工事を進めます。	学務課
		③幼稚園の適正規模の確保	幼児人口が増加する一方で、幼稚園の需要率は減少傾向にあります。今後の幼児人口の推移や就園状況、地域の状況、教育環境等を考慮し、区立幼稚園の適正規模の確保に取り組みます。	29	幼児人口や幼稚園希望率の減少等に伴い、公私立幼稚園共に園児数が減少しています。こうした状況を踏まえ、令和4年度入園の区立幼稚園募集定員を3～5歳児合計で140人削減しましたが、引き続き定員に空きが生じている状況です。令和5年度の区立幼稚園募集定員については、3～5歳児合計でさらに150人の削減を実施しました。	当初計画どおり	引き続き幼稚園ニーズの動向を注視し、公私立幼稚園全体で幼児の受入体制を確保していきます。	教育長室 学務課
4	(2) 保育（2号認定のうち共働きで幼稚園を利用していない者、3号認定） 巻末ボックス表2	①保育施設の充実	待機児童ゼロを継続するため、保育ニーズの高い地域を精査しつつ、区立園・私立園の適正バランスを考慮しながら、私立認可保育園の誘致を中心とした保育施設の充実を図ります。なお、区が独自に実施している港区保育室については、今後の保育需要や待機児童の推移を考慮しながら、既存施設の継続や廃止、認可化等の判断をしていきます。	32	現在は、区内就学前児童人口の減少等に伴う保育需要の減少により、区内保育施設の定員に空きが生じている状況です。保育需要の動向を注視しながら、保育定員の適切な管理に取り組んでいます。港区保育室については、将来的な終了も視野に入れた定員設定を行っています。	当初計画どおり	区内保育施設の定員に空きが生じている状況や保育需要の動向を注視しながら、令和3年9月策定の「港区の待機児童ゼロ達成後の新たな課題への対応方針」に沿って、保育定員の適切な管理に取り組んでいます。港区保育室についても、引き続き、将来的な終了も視野に入れた定員設定を行います。	子ども政策課
		②認定こども園の必要性や今後の方向性についての検討	区立芝浦アイランドこども園の運営状況や区民ニーズ等を踏まえながら、教育委員会とも連携し、認定こども園の必要性や今後の方向性について検討します。	32	就学前児童人口の今後の動向や、今後の認定こども園の需要見込み等を精査した上で、整備地域や、定員設定について検討を進めています。	当初計画どおり	引き続き、就学前人口の今後の動向や幼稚園、保育園等の入園の申込み状況等から今後の認定こども園の需要等を精査した上で、慎重に検討を進めます。	子ども政策課
		③みなと保育サポート事業の充実	保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、パートタイム勤務や短時間勤務等により、児童を保育できない家庭を対象に、1日8時間以内で1か月160時間を上限に保育を行う、区内5箇所を実施するみなと保育サポート事業の充実を図ります。	32	区内5か所のみなど保育サポート事業を実施しました。令和4年度の定期利用保育は延べ11,889人、スポット利用保育は延べ1,815人の利用がありました。	当初計画どおり	引き続き、区内5か所のみなど保育サポート事業を実施します。また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。	子ども家庭支援センター
		④地域型保育事業の実施	現在実施している小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を継続し、多様な地域型保育事業の中から保護者が選択できる仕組みを確保します。	32	小規模保育事業、居宅訪問型保育事業については継続して実施しています。令和5年3月に小規模保育事業1園を閉園しました。	当初計画どおり	待機児童ゼロ達成後、小規模保育事業の定員に対し、空きが出ている現状を踏まえ、小規模保育事業の連携施設の設定を進めていきます。	子ども政策課
		⑤大規模開発における認可保育園付置の要請	集合住宅等の大規模開発の際、敷地内に認可保育園の付置を要請します。	32	保育施設の定員に空きが生じている現況を踏まえ、新たな大規模開発に対しては、認可保育園の付置の要請を行っていません。	当初計画どおり	引き続き、保育需要の動向を見極めながら、付置の要請については、慎重に判断します。また、既に保育所の付置を要請した計画についても、開発事業者への影響を考慮しつつ、状況に応じて付置の見直しを協議します。	子ども政策課

第3章		施策内容		基本方針		2 地域子ども・子育て支援事業の充実		
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
9	(1) 利用者支援事業 巻末ボックス表3	①利用者支援事業の推進	妊産婦や子育て家庭が、母子保健や保育等の子ども・子育て支援サービスを適切に選択し、確実、円滑に利用できるよう、個別の子育て家庭のニーズを把握し、悩みや課題を受け止めながら、ICTを活用したサービスの情報提供やコーディネートを行います。 子育てコーディネーターについては、子ども家庭支援センター移転後も、より多くの子育て家庭の相談を受け付けることができるよう、実施方法（出張実施など）等の工夫を検討します。	34	母子手帳アプリと連携し、子育てサービスの情報提供を実施しました。 子育てに関する不安や悩みについてのお話を伺う子育てコーディネーター事業については、子ども家庭支援センターと子育てひろば「あい・ぼと」の2か所で実施し、計2,771件の相談を受けました。	当初計画どおり	母子手帳アプリやLINEと連携した子育てサービスの情報提供を実施します。 子育てコーディネーターについても、関係機関と連携しながら、子育て家庭の相談に適切に対応します。	子ども家庭支援センター
10	(2) 時間外保育事業（延長保育事業） 巻末ボックス表3	時間外保育事業（延長保育事業）	保育園において認定された保育時間（標準時間または短時間）を超えて保育を実施しています。	35	区立認可保育園・認定こども園（21園） 私立認可保育園（59園） 港区保育室（11園） 小規模保育事業所（11園） 全ての保育園で延長保育を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、全ての保育園で延長保育を実施し、就労形態の多様化、通勤時間等、保護者の就労実態に応じた保育需要に対応します。	保育課
11	(3) 放課後児童クラブ事業（学童クラブ事業） 巻末ボックス表3	①学童クラブ事業の充実	増加する学童クラブ需要に対応するため、区立高輪台小学校内で新たに学童クラブ事業を実施するとともに、新たに開設する（仮称）区立芝浦第二小学校内においても学童クラブ事業を実施するなど学童クラブ定員の拡大を図ります。	36	令和2年7月に放課GO→クラブたかなわだ、令和4年4月に放課GO→クラブしばはまを開設しました。 また、令和4年11月に放課GO→クラブあかさかの定員を30人から54人に拡大しました。	当初計画以上	令和5年4月から、放課GO→学童クラブあかばねの定員を30人から77人に拡大します。また、令和5年3月に終了する三光学童クラブ（定員160人）に代わり、令和5年4月に神応学童クラブ（定員170人）を開設します。	子ども若者支援課
12	(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） 巻末ボックス表3	①子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の充実	総定員としては確保できていますが、社会福祉法人恩賜財団福音児会麻布乳児院は0歳児枠の定員が1名のため、生後7日～10か月未満の受入れ拡充について、関係機関と協議します。	37	保護者の仕事や出産、病気の際に児童を預かる乳幼児ショートステイ事業を、麻布乳児院、東京都済生会中央病院附属乳児院、みなど子育て応援プラザPokkeの区内3か所で実施し、延べ1,662日の利用がありました。	当初計画どおり	引き続き、区内3か所で乳幼児ショートステイ事業を実施していきます。	子ども家庭支援センター
13	(5) 乳児家庭全戸訪問事業 巻末ボックス表3	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月以内の乳児のいる全ての家庭を保健師または助産師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児相談、母親自身の体調等の相談、母子保健サービスの紹介など、育児不安の軽減、産後うつ病の予防、母乳育児の支援等を行っています。	38	妊娠届出時や母親学級、両親学級に加えて、妊婦全数面接（「みなとプレママ応援事業」）で対面による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の周知と活用の促進を図りました。併せて、医療機関との連携により、訪問数の増加に務めました。 様々な広報活動を行いました。コロナが長引く中、妊婦訪問11件、新生児訪問1,634件、ママの健康相談60件の実施と、令和3年度より訪問件数は減少しました。	当初計画どおり	引き続き、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の周知と活用の促進を行うとともに、医療機関との連携により、訪問数の増加を目指します。地区担当保健師が保健所に兼務で配属されたことに伴い、妊娠前から産後まで、母子の心身状態に応じた適切一貫した支援を実施できるよう取り組みます。	健康推進課
14	(6) 養育支援訪問事業 巻末ボックス表3	①養育支援訪問事業の充実	養育支援訪問事業の対象家庭のうち、子どもの食事を十分に作ることができていない、孤食の傾向にあるなどの課題を抱えている家庭について、食事の支援を充実させることなどにより、表面化している課題の解決を図るだけでなく、家庭の問題全般への関わりを深め、適切な支援につなぎ、児童虐待の未然防止や早期対応を図ります。	39	養育支援訪問事業では、養育の支援が特に必要であると判断した8家庭に延べ108回の支援を実施しました。 養育支援訪問事業実施後は、その家庭の状況に合わせて、その他の適切な支援につなげました。	当初計画どおり	引き続き、養育支援訪問事業を実施することで、支援が必要な家庭の状況を把握し、その他の適切な支援につなげていきます。 また、関係機関と連携を図ることで、児童虐待の未然防止や早期対応に努めます。	子ども家庭支援センター
15	(7) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業） 巻末ボックス表3	①子育てひろば事業の推進	親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談などを行う子育てひろば事業を推進します。令和3（2021）年4月に開設する（仮称）子ども家庭総合支援センターにおいて、新たに子育てひろば事業を実施します。	40	子ども家庭支援センターや子育てひろば「あっぱい」など区内19か所で子育てひろば事業を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、区内19か所で子育てひろば事業を実施し、親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談などを行います。	子ども家庭支援センター
16		②生活スタイルの多様化に対応した子育て支援策の充実	ファミリー・サポート（育児サポート子むすび）や派遣型一時保育を担う子育て支援員の育成、産前産後家事・育児支援サービスの受託事業者数の増加、ショートステイ、トワイライトステイの実施などにより、様々な時間帯・保育内容等に対応する子育て支援サービスの充実を図ります。	40	様々な生活スタイルに対応した子育て支援サービスの充実に取り組みました。 子育て支援員は35人が研修を修了し、産前産後家事・育児支援サービスの受託事業者数は9となりました。 ショートステイ事業は延べ1,662日、トワイライトステイ事業は延べ907日の利用がありました。	当初計画どおり	引き続き、広報等を通じて子育て支援員研修の受講を周知し、子育て支援員を育成します。 また、子育て支援の需要を見極め、産前産後家事・育児支援サービス受託事業者の拡充、ショートステイ、トワイライトステイを実施します。	子ども家庭支援センター

第3章		施策内容		基本方針	2 地域子ども・子育て支援事業の充実			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
17	(8) 一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育） 巻末ボックス表3	①預かり保育の充実	区立幼稚園全園で預かり保育を実施するとともに、幼児の生活リズムへの配慮や家庭との連携を踏まえた上で、保育内容の充実に努めます	41	区立幼稚園全園で預かり保育を実施しました。令和4年度は延べ16,761人が預かり保育を利用しました。 また、保護者ニーズ等を踏まえ、令和5年度より預かり保育時間を16時30分までから17時までに変更することを決定しました。	当初計画どおり	引き続き、区立幼稚園全園で預かり保育を実施するとともに、保育内容等の充実に努めます。	学務課
18	(9) 一時預かり事業（幼稚園等の預かり保育以外） 巻末ボックス表3	①一時預かり事業の推進	子育てをする家庭の子育て不安の解消を図るとともに、各家庭の多様なニーズに対応するため、ICTを活用した区内全施設のリアルタイムの空き情報の提供や、予約システムの導入など、利用しやすい仕組みづくりを検討します	42	ICTを活用し、施設のキャッシュレス化を進めることで、利用者の利便性の向上をはじめ、支払い時の接触機会の軽減による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りました。 また、令和4年度からあつぴい港南四丁目において新たに乳幼児一時預かり事業を開始しました。	当初計画以上	乳幼児一時預かり事業については、LINEによる一時預かりの予約受付を開始します。	子ども家庭支援センター
19	(10) 病児・病後児保育事業 巻末ボックス表3	①病児・病後児保育室の定員拡大	定員超過により病児・病後児保育を利用できない区民のニーズに対応するために、既存の施設の定員拡大に努めるとともに、新規施設の開設に向け、医療機関に働きかけを行います。	43	病児保育室5か所、病後児保育室1か所で病児・病後児保育を実施しました。 <各施設定員> あいこく病児保育室…4名 ひまわり保育室…6名 芝浦病児保育室…4名 チャイルドケアばんびいに病児保育室…6名 赤坂山王病児保育室…4名	当初計画どおり	引き続き、区民のニーズに対応するために既存の施設の定員拡充に努め、新規施設の開設に向け、医療機関に働きかけを行っています。	保育課
20		②病児・病後児保育室の利便性の向上	病児保育室4施設、病後児保育室1施設では、電話により予約受付をしていますが、予約システムの導入などにより、保護者の利便性を向上します。	43	病児保育室5施設、病後児保育室1施設で、電話及びインターネットによる予約受付を行っています。	当初計画どおり	引き続き、全ての病児保育室、病後児保育室で、電話及びインターネットによる予約受付を実施します。	保育課
21		③訪問型病児・病後児保育の利用助成	ベビーシッター等の派遣による、家庭で病児・病後児保育を行う場合に利用料の一部を助成しています。本事業の周知・利用を進めるなど、病児・病後児保育の充実に努めます。	43	訪問型病児・病後児保育サービスを利用した児童の保護者に対し、負担した利用料の一部助成を実施しました。 また、病児・病後児保育室の利用申請者に対して、パンフレット配布等により本事業の周知に努めました。 令和4年度申請件数…126件	当初計画どおり	引き続き、訪問型病児・病後児保育利用料助成を実施するとともに、病児・病後児保育室の利用申請者に対して、パンフレット配布等により本事業の周知に努めます。	保育課
22	(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 巻末ボックス表3	①子育て援助活動支援事業の充実	今後も見込まれる需要の増加に対応するため、「子育て支援員研修」を活用した新規協力者の養成や、「派遣型一時保育事業」と連携し、相互に会員として登録できるようにするなど、協力会員の確保を図ります。	44	子育て援助活動支援事業（「育児サポートむすび」）の充実のため、子育て支援員研修の実施や、派遣型一時保育事業の事業者との連携により、122人の協力会員を登録しました。	当初計画どおり	引き続き、子育て支援員研修の実施や、派遣型一時保育事業の事業者との連携により、協力会員の確保を図ります。	子ども家庭支援センター
23	(12) 妊婦健康診査 巻末ボックス表3	妊婦健康診査	妊婦に対して健康診査を実施しています。	45	医療機関に委託して、妊婦健康診査を実施しました。令和4年度妊婦健康診査の受診数は、1回目2,400回、2回目以降25,177回となっています。 また、都外医療機関で受診した妊婦健康診査の一部助成及び多胎児妊婦の健康回数拡充を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、医療機関に委託して、妊婦健康診査を実施し、都外医療機関で受診した妊婦健康診査の一部助成及び、令和3年度より開始した多胎児妊婦の健康回数拡充を継続します。また、妊婦超音波検査の一部助成について、現行2回から4回へ拡充する予定です。	健康推進課
24	(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 巻末ボックス表3	①私立幼稚園副食費に係る補足給付事業の拡充	多子世帯の経済的な負担を軽減することで、子育てしやすい環境を整備するため、私立幼稚園の副食費に係る補足給付事業の対象を第2子以降の子どもまで拡大します。	46	令和2年度から、副食費に係る補足給付事業の対象を第2子以降の子どもまで拡大しています。	当初計画どおり	引き続き、多子世帯の経済的負担軽減のための補足給付事業を行っています。	教育長室

第3章		施策内容		基本方針	3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
25	(1) 教育・保育の 一体的提供	①認定こども園の必要性や今後の方向性についての検討【再掲】	区立芝浦アイランドこども園の運営状況や区民ニーズ等を踏まえながら、教育委員会とも連携し、認定こども園の必要性や今後の方向性について検討します。	47	就学前児童人口の今後の動向や、今後の認定こども園の需要見込み等を精査した上で、整備地域や、定員設定について検討を進めています。	当初計画どおり	引き続き、就学前人口の今後の動向や幼稚園、保育園等の入園の申込み状況等から今後の認定こども園の需要等を精査した上で、慎重に検討を進めます。	子ども政策課
26	(2) 教育・保育の 推進体制	①保育園、幼稚園、小学校での交流・連携	子どもの育ちを支えるための情報を保育園、幼稚園から就学先となる小学校へ提供する等、相互理解を深めるために、保育園、幼稚園、小学校での交流・連携を強化します。	48	幼稚園は幼稚園指導要録の写し、保育園は保育園児童保育要録の写しを小学校へ送付し情報提供を行いました。また、必要に応じて就学支援シート等を活用するなど、各関係諸機関との情報共有を行いました。さらに、多くの小学校の学区域で、対面による幼児・児童の交流・連携を行いました。	当初計画どおり	引き続き、幼稚園指導要録の写し、保育園児童保育要録の写しを小学校へ送付し情報提供を行います。また、必要に応じて就学支援シート等を活用するなど、各関係諸機関との情報共有を行います。幼児・児童の交流活動や、保育・授業の参観、情報交換会などを工夫して実施し、交流・連携の強化を図ります。	教育指導担当 子ども政策課
27		②保幼小合同研修会等の充実	幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続に向け、小学校の学区域毎の保幼小合同研修会や幼児教育研修会を開催します。互いの指導の内容や方法を学び合うことにより、幼児期の教育の質の向上及び、保育園、幼稚園、小学校が連携した就学前教育の取組をさらに推進します。	48	小学校の学区域毎の保幼小合同研修会や幼児教育研修会を開催し、幼児期の教育と小学校教育の指導内容や方法を学び合い、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼児・児童理解を深め、幼児期の教育及び小学校入門期の教育の質の向上を図りました。	当初計画どおり	小学校の学区域毎の保幼小合同研修会や幼児教育研修会を開催し、引き続き、幼児期の教育及び小学校入門期教育の質の向上と、保育園・幼稚園・小学校の連携の充実を図ります。	教育指導担当 子ども政策課

第3章		施策内容		基本方針	4 子ども・子育て支援の質の確保			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
28	(1) 子ども・子育て支援体制の強化に向けた環境整備	①（仮称）港区児童福祉審議会の設置【新規事業】	令和3（2021）年4月に児童福祉審議会を設置し、区が認可保育園の設置認可や事業停止命令、認可外保育施設に対する事業停止命令、里親の適格性の認定、虐待等を理由とする児童の施設の措置等（保護者の同意を得られない場合）などを行う際に、児童福祉、法律、医療、建築等の多岐にわたる専門的な見地から意見を伺うとともに、重大な児童虐待が発生した際の事例を検証します。	49	港区児童福祉審議会では、保育部会、里親・子どもの権利擁護部会、児童虐待死亡事例等検証部会の3つの部会で調査審議を行っています。保育部会では、私立保育所の計画承認を1件、認可2件を審議し、里親・子どもの権利擁護部会では、里親の認定等や子どもの意見を尊重した対応を児童相談所が行っているか確認するアドボケイトなど、子どもの権利擁護に取り組み、子どもの安全安心を支えることができました。児童虐待等死亡事例検証部会では、1件検証要否の検討を行った結果、虐待死亡事例ではないものの、子育て支援のあり方を振り返るための検証をすることになりました。	当初計画どおり	児童福祉審議会の3部会を適宜開催し、保育所の新規開設、里親の認定・登録の更新、子どもの権利擁護などを審議し、子どもの命と権利を守る取組を継続します。	子ども政策課
		②地域における子ども・子育て支援者の育成	一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、派遣型一時保育事業等、区の子ども・子育て支援事業の従事者を育成する「子育て支援員研修」を実施し、地域において多世代が子どもと子育てを支援する文化を醸成します。	49	区の子ども・子育て支援事業の従事者を育成するため、子育て支援員研修を年2回実施し、35人が研修を修了しました。	当初計画どおり	引き続き、広報等を通じて子育て支援員研修の案内を実施し、地域における子ども・子育て支援者の育成を図ります。	子ども家庭支援センター
30	(2) 教育・保育等の質の確保	①保育士の業務負担軽減の推進【新規事業】	日常の保育のほか、園児の登降園の管理、指導計画の作成など多種多様な業務を行っている保育士の業務負担を軽減するため、保育園におけるICT化や保育体制の強化を推進します。	50	保育園におけるICT化や保育体制の強化を推進するため、私立認可保育園及び認証保育所に対して、保育業務支援システムの導入を支援しました。また、私立認可保育園及び認証保育所に対して、保育に係る周辺業務を行う保育支援者の活用を支援しました。	当初計画どおり	引き続き、新たに開設する私立認可保育園等における保育業務支援システムの導入を支援するとともに、保育に係る周辺業務を行う保育支援者の活用を支援します。	保育課
		②乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進	保育所の環境を通して、養護と教育を一体的に提供し、乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育を推進するために、研修や公開保育等を実施し、保育士等の専門性を高め資質の向上を図ります。また、保育指導員による巡回を通して保育内容の指導、助言、相談を行う等、保育園の運営を支援します。	50	令和4年度から、大学との協働による研究プロジェクトを開始し、学識経験者の助言を頂きながら保育士の資質向上につなげられるような研修の取組を実施しました。また、公私立園交換保育研修を行い、他園で保育を実践する事で、自園にはなかった保育の中での学びを生かしていく取組を実施し、保育施設の質の向上を目指しました。	当初計画以上	令和5年度は、研究プロジェクトの参加対象園を拡大し、さらなる保育の質の向上を目指します。また、東大との連携協定を踏まえ、学識経験者の知見を活用しながら、区内保育施設の質の向上のための取組を実施します。さらに、保育現場で活用できる実践事例集の作成も連携しながら進めます。	子ども政策課
32		③給食を通じた食育の推進	子どもが集団の中で楽しく食事をする中で、食事の大切さを知り、望ましい食習慣を身につけ、健康な生活を送れるように、食育を一層推進します。また、食物アレルギーや宗教食に対する基礎知識や対応についても研修等を通して充実を図ります。	50	区立認可保育園21施設、私立認可保育園等104施設に対し、給食巡回指導を行いました。また、令和4年10月に衛生講習会を実施（参加施設58施設、参加者58名）するとともに、令和5年1月に給食担当者研修（給食施設における栄養管理・食事の在り方）を実施しました（参加施設62施設、参加者77名）。	当初計画どおり	給食を通じた食育を推進していけるよう、区内保育施設の給食担当者に対し、年1回の研修や巡回を通して支援します。	保育課
		④指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上	認可保育施設に加え、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに子育てのための施設等利用給付の対象となった認可外の保育施設等に対し、基準に基づく運営を遵守しているかを確認し、必要な指導・監督を行うなど区内保育施設の保育の質の確保と保育水準の向上を図ります。	50	令和4年11月から、保育の質向上を目的として、保育の専門的な知識を有する保育アドバイザーを派遣する事業を開始し、区内認可保育施設各々が抱える課題について相談ができる仕組みを新たに構築しました。また、令和4年度は、認可外保育施設の巡回訪問と立入調査を44施設、居宅訪問型保育事業者2か所を実施し、指導監督基準に沿った運営を指導しました。さらに、居宅訪問型保育事業者（個人事業主）に対しては、立入調査に代わり基準を確認するためのチェックシートの審査及び面談を新たに行い、認可外保育施設の基準を満たす旨の証明書を11名に発行しました。	当初計画以上	令和5年度も引き続き、保育アドバイザー派遣事業を実施します。公私立の認可保育施設に順次アドバイザーを派遣し、保育施設の持つ課題解決に向けた取組を継続します。	子ども政策課

第3章		施策内容		基本方針	4 子ども・子育て支援の質の確保			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
34		⑤保育従事職員の確保・定着の支援	私立認可保育園などにおける保育人材の確保・定着、並びに保育サービスの質の向上を図るため、事業者の行う保育従事職員の賃金改善や宿舍借り上げなどの処遇改善の取組を支援します。	50	私立認可保育園等に対する保育士等キャリアアップ補助事業や保育士等宿舍借り上げ支援事業の実施により、事業者の行う保育従事職員の賃金改善や宿舍借り上げなどの処遇改善の取組を支援しました。	当初計画どおり	引き続き、保育士等キャリアアップ補助事業や保育士等宿舍借り上げ支援事業の実施により、私立認可保育園や認証保育所などにおける事業者による保育従事職員の賃金改善や処遇改善の取組を支援します。	保育課
35		⑥保育施設における外遊びの支援	園庭のない私立認可保育園などに対し、区立保育園、区立幼稚園、スポーツセンターなどの区有施設を活用してプール遊び、外遊びの場所や運動会の場所を提供するほか、公有地の取得などにより代替園庭としても利用可能な公園等を確保するなど、保育環境の充実に向け支援します。	50	園庭のない私立認可保育園などに対し、区立保育園などの区有施設を活用してプール遊びや外遊びの場所等を提供するほか、民有地の活用により、保育施設の外遊び場確保に関する支援を行いました。また、民有地を活用し、就学前児童向けの外遊び場として「高輪二丁目こどものにわ」を令和4年4月に開設しました。	当初計画以上	引き続き、区立保育園、区立幼稚園、スポーツセンターなどの区有施設や民有地等を活用し、プール遊びや外遊びの場所等を園庭のない私立認可保育園などに提供します。	子ども政策課 保育課
36		⑦保育施設における安全確保の推進	災害発生時に児童施設を利用している児童・保護者の安全を確保し、災害の種類や程度に応じて的確に対応できるよう避難訓練を実施するとともに、施設の防災備蓄物資の整備を推進するなど、施設の災害対応能力の向上を図ります。また、園外活動時の安全確保を推進するため、警察などの関係機関と連携しキッズゾーン等の安全対策に取り組むとともに、園外活動時における安全体制の強化を支援します。	51	私立認可保育園等に対して防災備蓄物資の整備を支援するとともに、指導検査・訪問指導を通じて避難訓練の実施を推進しました。また、警察などの関係機関と連携し、区内25か所にキッズ・ゾーンを設定するとともに、園外活動時における安全体制の強化を支援しました。さらに、令和5年4月の、認可保育園等における「安全計画」の策定義務化に向け、区内認可保育園等に対して、周知や参考資料の提供を行いました。	当初計画どおり	引き続き、私立認可保育園等に対して防災備蓄物資の整備を支援するとともに、指導検査・訪問指導を通じた避難訓練の実施を推進します。各地区総合支所などと連携しキッズ・ゾーンを運用・管理するとともに、園外活動時における安全体制の強化を支援します。	子ども政策課 保育課
37		⑧幼稚園における安全確保の推進	各幼稚園において、マニュアルを活用した防災訓練や防犯訓練を定期的実施するなど、自然災害対策や防犯対策の強化、充実を図るとともに、警察などの関係機関と連携し、登降園時等における安全対策を推進します。また、私立幼稚園に対して、防犯カメラ設置などに係る経費を補助することで、私立幼稚園の安全対策を支援します。	51	各園の環境に応じて、様々な想定のもと、関係機関と連携して防災・防犯訓練を実施するなど、安全対策を推進しています。また、令和3年度には、港区私立幼稚園安全対策経費補助金として、防犯カメラ設置などに係る経費を補助しました。	当初計画どおり	引き続き、教員への防災講習や幼児への防災教育の実施、防災訓練等を通じて、区立幼稚園の災害等対応能力の向上を図ります。また、令和5年度は私立幼稚園等におけるこどもの安心・安全性確保の取り組みを促進するため、送迎バスの置き去り防止や、飛び出し等の事故防止対策などに係る経費を補助します。	教育長室 学務課
38		⑨保育園保育料等の第2子以降無料の拡充	就学前の子どものいる子育て家庭の保育料負担の軽減を図り、2人目以降の子どもを望む家庭が子育てしやすい環境を整備することで、港区から少子化対策を一層推進するため、最年長の子どもを第1子とし、第2子以降の保育園保育料を無料とします。また、3歳児クラス以上の給食費についても、同様とします。	51	令和2年4月から、最年長の子どもの年齢にかかわらず、2人目以降の子どもの保育料及び給食費を無料としました。	当初計画どおり	引き続き、第2子以降の保育園保育料等を継続します。	保育課
39		⑩幼稚園保育料等の多子世帯への負担軽減の拡充	多子世帯の経済的な負担を軽減することで、子育てしやすい環境の整備を一層推進するため、私立幼稚園保育料や区立幼稚園の子育てサポート保育料（年間利用）等に対し実施している多子世帯への負担軽減について、これまで小学校3年生までの兄や姉からとしていた子どもの数え方を見直し、年齢にかかわらず最年長の子どもを第1子とし、第2子以降の負担軽減を実施します。	51	私立幼稚園保育料及び区立幼稚園の子育てサポート保育料（年間利用）に関わる多子世帯への負担軽減について、年齢に関わらず最年長の子どもを第1子とし、第2子以降の負担軽減を実施しました（令和2年度から実施）。	当初計画どおり	引き続き、多子世帯への経済的な負担軽減を実施します。	教育長室 学務課
40		⑪私立幼稚園への支援及び連携の充実	幼児教育充実のため、公私立幼稚園等が企画段階から連携して研修会を実施するなど、教育職員の資質向上に向けた連携を行うとともに、特別支援アドバイザーや幼稚園カウンセラーの派遣、運営経費に対する補助金の交付等により、私立幼稚園の運営を支援します。また、保護者の負担軽減と公私較差の解消を図るため、引き続き保育料及び入園料に対する補助金を交付します。	51	特別支援アドバイザーや幼稚園カウンセラーの派遣、運営経費の補助により私立幼稚園の運営を支援しました。また、保護者の負担軽減と公私較差の解消を図るため、保育料及び入園料に対する補助金を交付しました。	当初計画どおり	引き続き、特別支援アドバイザーや幼稚園カウンセラーの派遣、運営経費の補助により教員の資質向上を図るとともに、保護者の負担軽減と公私較差の解消を図るため、保育料及び入園料に対する補助金を交付します。	教育長室 教育指導担当

第3章		施策内容		基本方針	4 子ども・子育て支援の質の確保			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
41	(3) 就学児童の居場所づくりにおける質の確保	①学童クラブ事業の質の向上	「港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める職員数以上の有資格者（放課後児童支援員）を全学童クラブに配置するとともに、先進的なプログラムを積極的に取り入れるなど学童クラブ事業の質の向上を図ります。	52	各学童クラブの職員に対し、東京都で実施している放課後児童支援員認定資格研修の積極的な受講を呼びかけ、放課後児童支援員の確保に努め、新たに63名が受講しました。都や他自治体の先進的な取組等を各学童クラブに随時情報提供し、事業の質の向上を図りました。	当初計画どおり	引き続き、各学童クラブから放課後児童支援員認定資格研修の受講者を募り、積極的な受講を促します。他自治体等の先進的な取組等を随時共有し、既存プログラムに取り入れるなど、事業の質の向上を図ります。	子ども若者支援課
		②区立小学校を活用した放課後の居場所づくり（放課GO→）の推進	区立小学校内で安全・安心に活動できる放課後の居場所づくり（放課GO→）を推進します。また、学童クラブ事業に対応できる専用室の確保など、条件が整った小学校には、学童クラブ事業を加えた放課GO→クラブの実施を検討します。	52	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年度までは放課GO→を中止し、代替事業として、緊急児童居場所づくり事業を実施してきましたが、令和4年4月からは放課GO→を再開し、児童に適切な学習、スポーツ、遊びを行える安全・安心な居場所を提供しました。令和4年4月に放課GO→クラブしばはまを開設しました。	当初計画どおり	引き続き、区立小学校内で安全・安心に活動できる放課後の居場所づくり（放課GO→）を推進します。条件が整った小学校には、学童クラブ事業を加えた放課GO→クラブの実施を検討します。	子ども若者支援課
		③地域における児童の健全育成機能の強化	子ども中高生プラザ、児童館等は、幼児期から中高生に至るまで長期にわたる児童の健全な成長を見守るとともに、乳幼児を持つ保護者への子育て支援など、地域における子ども・子育て支援の拠点として機能強化を図ります。	52	子ども中高生プラザ、児童館等について、地域における子ども・子育て拠点として機能強化を図るため、子どもたちが楽しめる行事、質の高いプログラムの充実、見守りの強化など、学校、地域、家庭等と連携し児童の健全な育成を支援しました。	当初計画どおり	引き続き、各施設の施設状況及び利用状況に応じた行事やイベント等を行い、地域における子ども・子育て支援の拠点としての場を提供します。	子ども若者支援課
44	(4) 子育て家庭への支援	①子育て家庭に対する支援	妊産婦の社会参加及び子育て支援を目的として交付している港区コミュニティバス無料乗車券の利用範囲を家族（子どもの父、祖父母、兄弟）まで拡大し、子育て家庭の外出支援を強化します	52	令和2年4月から妊産婦用の港区コミュニティバス無料乗車券で家族（子どもの父、祖父母、兄弟）まで拡大し、家族のうち乗車券に記載された人が、1回の利用につき1人まで無料としています。	当初計画どおり	令和5年4月1日から、妊産婦用の港区コミュニティバス乗車券で、1回の利用につき、2人まで無料になります。	子ども若者支援課
45		②多胎児の子育て家庭に対する支援の充実	双子、三つ子など多胎児の子育て家庭に対し、出産費用助成の増額、港区コミュニティバス無料乗車券の追加交付、派遣型一時保育・一時預かり事業における2人目以降の利用料金の無償化など支援を充実します。	52	出産費用助成については、引き続き限度額に対する加算額を、多胎の場合子ども一人を除いた子ども一人につき40万円としています。コミュニティバス無料乗車券については、多胎児産婦は子の数に応じた枚数を発行しています。派遣型一時保育及び一時預かり事業においては、多胎児の2人目以降の利用料金を無償としました。また、産前産後家事・育児支援事業では、多胎妊娠家庭の利用料金を減額するとともに、令和4年11月から、利用時間数及び利用可能期間を拡充しました。	当初計画以上	出産費用助成については、令和5年4月から限度額に対する加算額を、多胎の場合子ども一人を除いた子ども一人につき48万円に増額しました。コミュニティバス無料乗車券においては引き続き多胎児産婦は子の数に応じた枚数を発行していきます。派遣型一時保育及び一時預かり事業については、引き続き、多胎児の2人目以降の利用料金を無償とし、産前産後家事・育児支援事業では、多胎妊娠家庭の利用料金を減額します。	子ども若者支援課 子ども家庭支援センター
46		③保育園における在宅子育て家庭向け事業の推進	在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育ての情報を提供するとともに、「園庭開放」、「保育園であそぼう」などの事業を実施します。	52	新型コロナウイルス感染症の影響により実施できない日もありましたが、感染拡大防止策を講じて、「保育園であそぼう」や「園庭開放」を実施し、在宅子育て家庭の参加者同士や在園児と一緒に遊ぶ場や機会を設け、参加した子育て家庭の相談に応じました。	当初計画どおり	引き続き、「保育園であそぼう」「園庭開放」「子育て相談電話」を通して、在宅子育て家庭を対象に、遊びの場や交流の機会の提供を行うとともに育児相談に応じたり、子育て情報の提供を行い、育児不安の解消を図ります。また、各区立保育園のホームページに「保育園であそぼう」の年間予定表を掲載し、利用を呼びかけます。	子ども政策課
47		④幼稚園における子育て支援事業の充実	幼稚園の運営にあたっては、地域における幼児期の教育のセンターとして、家庭で子育てを行っている未就園児の保護者に対し、園庭の開放や子育ての相談、幼稚園に関する情報の発信、親子で在園児と交流できる場の提供など、積極的に地域の子育てを支援していきます。	52	令和4年度は、各幼稚園で「未就園児の会」を合計313回実施しました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響もありましたが、各園において感染防止に努めながら、全園で園庭開放を実施し乳幼児の遊び場を設けることができました。また、未就園児の会には延べ2,611人が参加し、参加者同士の交流の場を作ることができました。	当初計画どおり	令和5年度も継続して「未就園児の会」運営に補助員を配置します。また、未就園児の会や園庭開放を通して、親子で在園児と交流できる場の提供など、積極的に地域の子育てを支援していきます。	学務課

第3章		施策内容		基本方針	5 産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
48	産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保	①育児休業からの復帰後の入所支援の充実	育児休業制度を安心して利用できる環境を整えるために、入所予約制度の定員を充実するとともに、保育コンシェルジュの活用など、情報提供や相談体制を強化することで、育児休業中の保護者の保育園選びを支援します。	54	区立認可保育園（こども園含む）21園、港区保育室3園の計24園で育児休業明け入所予約制度を実施しました。 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者を支援するため、保育コンシェルジュによる子育てひろば「あっぴい」での出張説明会を実施しました。	当初計画どおり	区立認可保育園（こども園含む）22園、港区保育室3園の計25園で育児休業明け入所予約制度を実施するとともに、保育コンシェルジュや母子手帳アプリなどを活用することで、育児休業制度を安心して利用できる環境を整えます。	保育課
49		②保育施設の1歳児定員の拡大	保育需要が特に多い1歳児を対象として、新設または開設後間もない私立認可保育園及び港区保育室の空きクラスを活用した1歳児の受け入れを行い、保育需要に柔軟に対応します。	54	待機児童が解消され、本事業の利用率が低下していたことや、空きクラスを確保できる私立認可保育園が減っており、事業を継続することが困難であったことを踏まえ、令和2年度末をもって事業を廃止しています。	廃止	—	保育課

第3章		施策内容		基本方針	6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
50	(1) （仮称）港区子ども家庭総合支援センターの整備	①児童相談所の設置による迅速かつきめ細かな援助の実現【新規事業】	令和3（2021）年4月に児童相談所を設置し、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等がチームを組み、児童虐待などの養護相談、非行相談、障害相談等の子どもと家庭の問題に対応します。迅速に安全確認、調査、相談を行い、必要に応じ、一時保護、里親委託、施設入所等を行います。子ども家庭支援センターや地域の関係機関と連携し、子どもと家庭の状況に応じた切れ目のないきめ細かな援助を行います。	56	区の児童相談所設置に伴い、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等多様な専門職が協働し、児童虐待をはじめとした養護相談、非行相談、障害相談等、子どもと家庭のあらゆる相談に対応しています。子ども家庭支援センターとも緊密に連携しながら、必要に応じて一時保護、里親委託、施設入所等も含めた支援を検討し、迅速できめ細かな支援を行っています。 【児童相談所相談受付件数】 R3年度：1,261件→R4年度：1,346件 【児童相談所相談対応件数】 R3年度：871件→R4年度：1,029件	当初計画どおり	多様な専門性を活かしながら、あらゆる課題を抱える子どもや家庭に寄り添い、切れ目のない支援に取り組みます。単なる危機管理的側面に留まらず、子どもの権利擁護を中心に据え、子どもの人権と最善の利益を守ることを基本とし、支援機関とも必要に応じて連携しながら、子どもの福祉の実現を図ります。	児童相談課
		②区立母子生活支援施設の設置による母子保護の推進【新規事業】	令和3（2021）年4月に開設する区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」では、様々な事情により養育が困難となった母子を入所させ、保護するとともに、生活支援や養育支援など自立を促進するための事業を実施します。また、退所者について相談その他の援助を行うことで母子の着実な自立を支援します。	56	令和3年4月に開設した区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」において、様々な事情により養育が困難となった母子について、令和3年度から入所していた3世帯を引き続き保護しました。令和4年度のメゾン・ド・あじさいの新規入所者はいませんでした。他施設に危険性の高い1世帯の保護を行いました。	当初計画どおり	引き続き、区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」において、様々な事情により養育が困難となった母子を保護し、自立に向けた支援に取り組みます。	子ども家庭支援センター
		③子ども家庭支援センターへの家庭相談機能の統合による支援の充実	配偶者暴力相談支援センター機能を有する家庭相談機能を、子ども家庭支援センターが実施する相談業務に統合することで、子どもの養育に関すること、ひとり親家庭の支援、夫婦間のDVや離婚問題など、子どもと家庭が直面している様々な課題に対し、ワンストップで総合的に支援できる体制を整備します。	56	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）における女性福祉相談、家庭相談を、子ども家庭支援センターの相談業務に統合し、ワンストップで総合的に支援できる体制を整備しました。令和4年度は、自立に努める母子家庭等のDV相談などに対し、相談員が寄り添い、困難な問題を抱える家庭616件の相談に対応しました。	当初計画どおり	配偶者からの暴力の相談、緊急時における安全の確保、子どもの前でのDVなどに対し、自立生活促進のための情報提供や援助など、引き続き、母子・父子家庭の援助に取り組みます。	子ども家庭支援センター
53	(2) 児童虐待防止対策等の充実	①児童相談所の設置による迅速かつきめ細かな援助の実現【新規事業】【再掲】	令和3（2021）年4月に児童相談所を設置し、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等がチームを組み、児童虐待などの養護相談、非行相談、障害相談等の子どもと家庭の問題に対応します。迅速に安全確認、調査、相談を行い、必要に応じ、一時保護、里親委託、施設入所等を行います。子ども家庭支援センターや地域の関係機関と連携し、子どもと家庭の状況に応じた切れ目のないきめ細かな援助を行います。	56	区の児童相談所設置に伴い、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等多様な専門職が協働し、児童虐待をはじめとした養護相談、非行相談、障害相談等、子どもと家庭のあらゆる相談に対応しています。子ども家庭支援センターとも緊密に連携しながら、必要に応じて一時保護、里親委託、施設入所等も含めた支援を検討し、迅速できめ細かな支援を行っています。 【児童相談所相談受付件数】 R3年度：1,261件→R4年度：1,346件 【児童相談所相談対応件数】 R3年度：871件→R4年度：1,029件	当初計画どおり	多様な専門性を活かしながら、あらゆる課題を抱える子どもや家庭に寄り添い、切れ目のない支援に取り組みます。単なる危機管理的側面に留まらず、子どもの権利擁護を中心に据え、子どもの人権と最善の利益を守ることを基本とし、支援機関とも必要に応じて連携しながら、子どもの福祉の実現を図ります。	児童相談課
		②DV被害者支援策の強化・充実【新規事業】	DV被害者の緊急時の一時保護先を確保するため、ステップハウス等の提供などの支援活動を行っている民間団体に対して、活動資金の一部を補助します。また、男性のDV被害者の一時保護施設を拡充するとともに、DV加害者更生プログラムの利用を促進するための助成制度を実施します。	57	配偶者等からの暴力を受けた被害者専用のステップハウス等を運営し、DV被害者の支援活動を行う団体に対し、活動に要する経費の一部を補助しました。また、DV加害者の更生を促すため、更生プログラムの実施者に経費の一部を助成しました。さらに、DV被害者等の母子の安全を図り、自立を支援するため、緊急一時保護を実施しました。 【緊急一時保護実施件数】 R3年度：10件→R4年度11件	当初計画どおり	引き続き、DV被害者の支援活動を行う団体に対する経費の一部補助と、DV加害者に対する更生プログラムの経費一部助成を通じて、DV被害者支援策の充実に取り組みます。引き続き、DV被害者等の母子の安全を図り、自立を支援するため、緊急一時保護に取り組みます。	子ども家庭支援センター

第3章		施策内容		基本方針	6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
55		③要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策等の推進	要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化し、要保護児童等の早期発見や対応力を高めるため、子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業の実施など、児童虐待対策を推進します。居住実態が把握できない児童についても迅速に安全確認を行い、必要に応じて適切な支援を行います。また、「港区児童虐待対応マニュアル」の改訂や関係機関向けの研修の充実などにより、関係機関の支援力の強化を図ります。	57	子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業において、公私立保育園・幼稚園や公立小中学校、児童館等218か所を354回訪問し、課題や不安を抱える家庭の情報を収集して早期の支援につなげました。医療機関と連携した保護者支援プログラムについては、個別のCAREプログラムや、トラウマインフォームドケアに基づく心理面接等を延べ617回実施し、より専門性の高い個別対応を継続的に実施しました。	当初計画どおり	子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業において、公私立保育園・幼稚園や公立小中学校、児童館等訪問し、課題や不安を抱える家庭の情報を収集して早期の支援につなぎ、児童虐待の未然防止を図ります。居住実態が把握できない児童についても迅速に安全確認を行い、必要に応じて適切な支援を行います。	子ども家庭支援センター
56		④いじめセーフティネットコミュニティ事業の推進	「港区いじめ防止基本方針」に基づき、学校、保護者、地域、関係機関の協力体制の下、区におけるいじめ防止対策の検討を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けての取組を推進します。	57	令和4年5月17日に港区いじめ問題対策連絡協議会を、令和4年6月28日、11月11日、令和5年2月2日に港区教育委員会いじめ問題対策会議を開催し、港区のいじめの現状から今後のいじめ対策について協議を行いました。	当初計画どおり	令和5年5月16日に港区いじめ問題対策連絡協議会を、令和5年6月27日、11月10日、令和6年2月2日に港区教育委員会いじめ問題対策会議を開催する予定です。	教育指導担当
57		⑤子ども家庭支援センターの相談体制の充実	子どもと子育てに関するあらゆる相談に対応するため、保護者向けの「子育て相談ねっと」の実施等専門相談体制を強化します。令和3（2021）年4月に開設予定の（仮称）港区子ども家庭総合支援センターに併設する児童相談所や母子生活支援施設と連携して相談業務を行います。多様化する相談に適切に対応するため、職員の児童福祉司任用資格の取得、専門研修等の受講等により専門性を高め、人材育成の強化を図ります。	57	令和3年4月に子ども家庭総合支援センターが開設し、この2年間で専門相談ダイヤルの設置や家庭相談係と迅速な連携を行い相談体制の充実を図ってきました。「おとなの子育て相談ねっと」は147件（延べやりとり678回）実施しました。多様化する相談に適切に対応するため、職員の児童福祉司任用資格の取得、専門研修等の受講等により専門性を高め、人材育成の強化を図っています。	当初計画どおり	令和5年度は、引き続き児童相談所及び、家庭相談係、子ども家庭サービス係と連携し適切な支援につなげます。多様化する相談に適切に対応するため、専門相談ダイヤルや相談ねっと等専門相談体制の強化をします。職員の児童福祉司任用資格の取得、専門研修等の受講等により専門性を高め、人材育成の強化を図ります。児童相談所と業務になっている児童心理司との連携についても業務内容や流れを整理します。	子ども家庭支援センター
58		⑥地域住民に対する虐待対策啓発活動の推進	子どもの安全を守るため、地域住民が関心を持ち、虐待の未然防止や早期発見などについて意識が高まるよう、リーフレット等の作成・配布、キャンペーン、講演会などにより、啓発活動を推進します。	57	区民向け児童虐待防止啓発のリーフレット「ひとりで抱え込まないで」（英語版）と、オンラインポスターを作成しました。また、オンラインポスターアートと障害児・障害者の絵画展示を行いました。	当初計画どおり	リーフレットの作成や広報みなどへの掲載、児童虐待防止月間に合わせたイベントの実施等により、虐待の未然防止や早期発見に関する意識を高めます。	子ども家庭支援センター
59		⑦子どもの権利条約の啓発	「子どもの権利条約」で定めている、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」について、啓発活動を実施し、様々な機会を通して、子ども自身が自らの権利を自覚できるよう促します。また、保育園や子ども中高生プラザ・児童館等の子どもの施設において、「全ての子どもが権利の主体である」ことを意識して子どもと接するよう、施設で従事する全ての職員の意識啓発を推進します。子ども中高生プラザ、児童館、教育センター、子ども家庭支援センター等において、子どもが安心して相談できる体制を充実するとともに、子ども自身が悩みや心配事などを24時間相談できる「みなど子ども相談ねっと」等の子ども自らが相談できる相談先や方法を周知します。また、必要に応じて臨床心理士などを派遣します。	57	「子どもの権利条約について」子ども向け啓発パンフレットを作成し、小・中学校、インターナショナルスクールに配布するとともに、広報みなど11月11日号に「子どもの権利条約」の特集記事を掲載し、広く啓発活動を行いました。「子どもの権利条約」及び「みなど子ども相談ねっと」に関する、児童・生徒の認知度を把握するとともに、「子どもの権利条約」及び「みなど子ども相談ねっと」について周知・啓発する機会として、令和4年10月27日（木）～11月9日（水）に区立小・中学校に在籍している全児童・生徒に対し（令和4年11月1日現在で、児童10,332人、生徒2,210人）調査を実施しました。	当初計画どおり	一昨年度作成した子どもの権利条約の子ども向け啓発パンフレット「知っておきたいじぶんたちの権利のこと」を今年度も作成し、小・中学校、インターナショナルスクールに配布します。また広報みなどに「子どもの権利条約」の特集記事を掲載し、広く啓発活動を行います。広報みなど11月号に子どもの権利条約についての記事を掲載し、区立小・中学校に子どもの権利条約の認知度調査を実施します。ヤングケアラーの支援について、人権部門の関係部署と連携をしながら広く普及をし、子ども権利について意識啓発を推進します。	子ども家庭支援センター

第3章		施策内容		基本方針	6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
60		⑧要支援家庭等への支援の充実	<p>養育支援訪問事業の実施のほか、要支援家庭を対象としたショートステイ事業、産後要支援母子ショートステイ事業、医療機関と連携した保護者支援プログラム等を実施するなど、児童の養育が困難な要支援家庭等への支援策を充実させることで、児童虐待の未然防止を図ります。</p>	58	<p>産後要支援母子ショートステイ事業は、2組の母子が利用、要支援家庭を対象としたショートステイ事業は、1組利用しました。 医学業務及び親子支援カウンセリング業務事業は、グループ制の保護者支援プログラムCAREを年6回実施し、専門的スキルのある心理士が個別のCAREプログラムを210回、トラウマインフォームドケアに基づく心理面接等を延べ201回実施しました。</p>	当初計画どおり	<p>医療機関等の関係機関と連携し、支援が必要な家庭に産後要支援母子ショートステイや要支援家庭を対象としたショートステイ事業を提案し、適切な支援に繋がります。 また、子どもへの関わり方に悩んでいる保護者に対して、グループや個別のCAREプログラム、トラウマインフォームドケアに基づく心理面接を実施します。 個別対応が必要な保護者や保護者自身が虐待を受けてきた等で病状が重いケースに対して、専門的スキルのある心理士が、より専門性の高い個別対応を継続的に実施します。</p>	子ども家庭支援センター

第3章		施策内容		基本方針	6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
61	(3) 社会的養護体制の充実	①里親登録の拡大と支援の充実による家庭養護の推進【新規事業】	里親制度の効果的な周知や広報活動を実施し、里親登録の拡大に努めます。また、里親が安定した養育ができるよう相談支援体制を整備し、社会的養護が必要な子どもたちへの里親委託を推進します。	58	里親制度の普及や里親委託の推進のため、説明会や養育家庭体験発表会、パネル展の開催、イベントへの出展、区ホームページ、SNS等を活用した里親制度の周知等を行いました。 また、里親家庭が安心して子どもを養育できるよう訪問や電話等による相談支援、育児家事援助等を行っています。 【里親登録家庭数：()内は両方登録家庭数】 養育里親 R4.3:11 (2) → R5.3:17 (6) 養子縁組里親 R4.3:19 (2) → R5.3:24 (6)	当初計画以上	里親登録の拡大を継続的に進めます。社会的養護についての理解を深め養育家庭への委託を推進していきます。委託を推進するにあたり相談支援体制をより充実させていきます。	児童相談課
		②児童のニーズに応じた社会的養護の充実【新規事業】	乳児院、児童養護施設等の社会的養護の施設への措置や里親への委託に当たっては、東京都や特別区児童相談所と広域で連携し、調整を図りながら、一人ひとりの児童のニーズに応じた支援を行います。また、社会的養護の施設や里親等で暮らす子どもたちの権利が擁護され安心して生活できるよう支援を行います。	58	区の児童相談所設置に伴い、担当児童福祉司等が施設や里親に訪問する機会が増え、より子どもたちの声を聞き取ることができるようになりました。また、NPO職員等が施設と里親を訪問し、アドボケイト（第三者による児童の意見聴取）を行い子どもの権利擁護に取り組みました。	当初計画どおり	アドボケイトを充実させ、聴き取った子どもたちの声に対するフィードバックや対応をより充実させていきます。	児童相談課
		③家族再統合に向けた支援の充実【新規事業】	様々な事情で施設や里親のもとで生活する子どもたちが早期に家庭復帰できるように児童と家庭への援助を行うとともに、地域ぐるみでの支援体制を構築します。	58	入所当初から家庭復帰に向けたプログラムを作成し、保護者と共有しました。家庭支援専門員とも協働し、地域とのつながり作りを行いました。	当初計画どおり	施設や里親等と緊密に連携を図りながら、個々のニーズに合わせた家族再統合や措置解除後の自立に向けた支援を行います。区に児童相談所がある強みを生かし、家庭復帰後に地域の中で安心して過ごすことができるよう地域の社会資源を開拓するなど、関係機関とともに支援体制を整えます。	児童相談課
		④区立母子生活支援施設の設置による母子保護の推進【新規事業】【再掲】	令和3（2021）年4月に開設する区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」では、様々な事情により養育が困難となった母子を入所させ、保護するとともに、生活支援や養育支援など自立を促進するための事業を実施します。また、退所者について相談その他の援助を行うことで母子の着実な自立を支援します。	58	令和3年4月に開設した区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」において、様々な事情により養育が困難となった母子について、令和3年度から入所していた3世帯を引き続き保護しました。令和4年度のメゾン・ド・あじさいの新規入所者はいませんでした。他施設に危険性の高い1世帯の保護を行いました。	当初計画どおり	引き続き、区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」において、様々な事情により養育が困難となった母子を保護し、自立に向けた支援に取り組めます。	子ども家庭支援センター
		⑤社会的養護の施設の適正な運営の確保【新規事業】	区内の乳児院、母子生活支援施設等の適正な運営を確保するため、設置認可等の手続を適正に行うとともに、指導・監督等を徹底します。また、区内における児童養護施設、自立援助ホーム等の施設の必要性について調査、検討を行います。	58	区内の乳児院、母子生活支援施設等に対する指導検査を重点的かつ効果的に行うため、指導検査基準及び指導検査実施方針を策定しました。 また、東京都及び他の児童相談所設置区と入所枠を共有する協定を締結し、東京都全体で児童福祉施設等の必要数を確保するとともに、区における家庭養育を推進するため、里親制度の周知活動を積極的に進めることにより社会的養育の充実に向けて取り組みました。	当初計画どおり	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、指導検査の実施について検討します。 また、社会的養護の充実のため、都区関係自治体との協定に基づく広域的な入所枠の確保、連携を継続するとともに、区における家庭養育を更に推進し、引き続き里親登録の拡大等の取組を積極的に行います。	児童相談課 子ども政策課
		⑥施設退所後等の自立を支援【新規事業】	児童養護施設や里親のもとで生活する児童の自立について、地域の中で孤立することなく安心して生活することができるよう、関係機関が連携し、安心して相談できる機関と場所を設けるなど支援体制を整えます。	59	施設退所児童のニーズに合わせて、弁護士相談の活用、未成年後見制度の活用などの法的サポート、障害者福祉、各種相談機関へスムーズにつなぐ等、区の児童相談所の強みを活かし、地域生活の中で子どもが孤立しないようしくみ作りを行いました。 令和4年度は、入所施設と連携し、措置解除後の児童（1名）に対し、継続して居住できる場を提供し、自立までの生活を支援しました。	当初計画どおり	施設や里親等と緊密に連携を図りながら、個々のニーズに合わせた家族再統合や措置解除後の自立に向けた支援を行います。区に児童相談所がある強みを生かし、家庭復帰後に地域の中で安心して過ごすことができるよう地域の社会資源を開拓するなど、関係機関とともに支援体制を整えます。	児童相談課

第3章		施策内容		基本方針	6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
67	(4) ひとり親家庭支援の充実	①ひとり親家庭の生活支援及び経済的支援の充実【新規事業】	離婚時に取り決めた養育費の確実な履行を支援し、子どもの経済的生活が安定するよう支援します。また、子どもの心理的安定に配慮した面会交流の機会確保を支援します。	59	離婚を考えている親等を対象に、養育費保証利用助成の案内や裁判外紛争解決手続の利用料の一部を助成しました。また、面会交流の機会づくりを支援するため、下記3事業を実施しました。 【養育費保証サービス利用助成件数】 R3年度1件→R4年度1件 【ADR利用助成件数】 R3年度1件→R4年度1件 【面会交流コーディネーター事業件数】 R3年度1件→R4年度2件	当初計画どおり	引き続き、養育費保証利用助成、裁判外紛争解決手続利用助成、面会交流コーディネーター事業を通じて、離婚後の子どもの経済的・心理的安定を支援します。また、ひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金の問い合わせに迅速に対応し、ひとり親家庭の就労支援に取り組みます。	子ども家庭支援センター
68	(5) 障害児施策の充実	①医療的ケア児・重症心身障害児の放課後対策の充実【新規事業】	医療的ケア児・重症心身障害児の放課後や長期休業中に、個々の児童の状況に応じた発達支援を行うために、区立障害保健福祉センター内のスペースを活用し、新たに放課後等デイサービスを実施し、身体を使った遊びや創作活動等を行い、安全・安心な活動拠点の充実を図ります。	59	医療的ケア児・重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業を障害保健福祉センター内にて実施しました。また、学校の長期休業期間について、希望する方に対して利用時間を午後6時まで対応しています。 利用定員：20名 利用登録者数：20名	当初計画どおり	引き続き、医療的ケア児・重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業を障害保健福祉センター内にて実施していきます。 利用定員：20名	障害者福祉課
69		②障害児保育の充実	医師や臨床心理士などの専門家による巡回指導や保育士研修を定期的に実施します。また、必要に応じて、児童発達支援センターや医療機関等の専門機関からの助言を受けるなど、療育部門等の関係機関との連携を図るとともに、児童の状況に応じて支援に必要な職員を配置するなど、障害児保育の充実を推進します。区元麻布保育園では、医療的ケアが必要な児童や障害のある児童の専用のクラスを設置し、集団保育を行います。	59	公私立園にて、心理士、言語聴覚士、作業療法士、医師による巡回指導を定期的に実施しました。入園申請時のみだけでなく、在園中の児童について職員配置が必要なケースは、毎月の障害児協議会にて協議をし、適宜職員配置を実施しました。また、児童発達支援センターばおに療育の相談や、児童の状況の共有をすることで、個別対応が必要な児童についての理解を深めました。元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラスでは、年間でトータル17名の児童の保育を行いました。令和4年度は、私立園における障害児保育の質の向上を図るため、心理士によるカウンセリング、言語聴覚士や作業療法士による巡回指導を開始しました。	当初計画以上	専門家による巡回指導が適正に実施されるようになります。（保育園の規模が違うので、規模に合わせた巡回指導ができるように取り組めます）また、私立園の質の向上の一環として、巡回指導と園内のケースワークをドッキングした研修に取り組んでいきます。	子ども政策課
70		③幼稚園における特別支援教育の充実	特別な配慮を必要とする幼児に対して、専門的知識・技能を有する特別支援アドバイザーが公私立幼稚園を訪問し、幼児の観察等を通して、教員、保護者への指導・助言を行います。また、区立幼稚園における介助員の配置や障害児を受け入れる私立幼稚園に対する経費の補助を行うことで、幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境・内容・方法の充実を図ります。	60	区立幼稚園各園には、特別支援アドバイザーが年間5回訪問を行い、教員、保護者への指導・助言を行いました。また、介助員を計74名配置しました。	当初計画どおり	区立幼稚園には引き続き、特別支援アドバイザーが年間5回訪問し、教員、保護者への指導助言を行います。介助員については、業務委託によって専門性の高い人材を安定的に配置し、幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境・内容・方法のさらなる充実を図ります。	教育長室 学務課 教育指導担当
71		④障害のある子どもが児童館等で快適に過ごせる体制の整備	障害のある児童が地域の中でいきいきと過ごせるよう、子ども中高生プラザ、児童館等のバリアフリー化を図るとともに、児童の状況に応じて支援に必要な職員を配置するなど、障害の有無にかかわらず快適に過ごせる体制を整備します。また、障害のある児童に適切な支援を行えるよう、医師・カウンセラーによる巡回指導を充実するとともに、職員研修を実施します。	60	医師やカウンセラーによる巡回指導を実施するとともに、障害のある児童への支援等に関する職員研修を実施し、障害のある児童が児童館等で快適に過ごせる体制を整えました。	当初計画どおり	医師やカウンセラーによる巡回指導を実施するとともに、障害のある児童への支援等に関する職員研修を実施し、指導員の専門知識や対応力の向上を図ります。また、適切に職員の配置をし、障害のある児童が地域の中でいきいきと過ごせる体制を整えます。	子ども若者支援課

第3章		施策内容		基本方針		6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実		
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
72		⑤児童発達支援センターにおける支援体制の充実	令和2（2020）年4月に開設した区立児童発達支援センターでは、就学前の児童を対象として、児童発達支援センターへ通う日々通所の定員を拡充するとともに、保育園との併用通所や、外出が難しい児童に対し居宅に訪問して療育を実施します。学齢児に対しては、放課後等デイサービスを行うなど、障害児の個別の発達段階や特性に応じた効果的な療育の充実を図ります。	60	令和2年4月に区立児童発達支援センターを開設し、こども療育事業を移管しました。児童発達支援センターは、地域療育の中核施設として、総合相談（児童福祉法のサービス外の区単独事業として）及び児童福祉法のサービス内の区単独事業として実施し、障害児やその家族を支援しています。 利用定員：児童発達支援82名/日、放課後等デイサービス10名/日 登録者数：児童発達支援528名、放課後等デイサービス52名、保育所等訪問支援10名、居宅訪問型児童発達支援3名	当初計画どおり	引き続き、児童発達支援センターにおいて、地域療育の中核施設として、総合相談（児童福祉法のサービス外の区単独事業として）及び児童福祉法のサービス内である障害児通所支援事業を実施し、障害児やその家族を支援します。 民間の児童発達支援の同日利用や保育園や幼稚園との併用が適している、または希望している児童がいることから、令和5年度より日々通園（週5日登園）に加えて、指定日通園（週2日登園）を開始します。 また、学齢児に対しても、放課後等デイサービスなどを通じて、障害児の個々の特性に応じた療育を提供します。	障害者福祉課
73		⑥総合的な相談支援窓口の充実	児童発達支援センターでは、地域療育の中核施設として、保護者からの児童の成長発達に関する相談を受けるとともに、幼稚園、保育園、学校等の障害児が日常生活している施設や、保健所、子ども家庭支援センター等の関係機関の相互の連絡調整を担い、障害児やその家族が身近な地域で安心して暮らせるよう支援します。また、成人後も切れ目なくサービス提供できるよう障害者総合相談支援センター機能と連携し、地域包括ケアシステムの構築を踏まえながら、相談支援体制を強化します。	60	区立児童発達支援センターでは、総合相談の一環として、児童の状況に合わせて、支援員、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別支援や小集団による支援を行っています。 総合相談件数（未就学児）：1,648件 総合相談件数（学齢児及び18歳未満）：501件 保健所や子ども家庭支援センターと連携し、児童発達支援センターの総合相談につながるなど、令和4年度は、令和3年度よりも相談件数が増加しました。 また、なるべく早く初回の相談につなげるために、対応する職員数や相談時間を柔軟に調整する相談体制を整えました。	当初計画どおり	引き続き、児童発達支援センターにおいて、地域療育の中核施設として、総合相談（児童福祉法のサービス外の区単独事業として）を実施し、障害児やその家族を支援します。 また、子どもの発達に不安のある保護者が、障害や発達などについて気軽に相談できるよう、児童発達支援センター以外で行うアウトリーチ型の「出張相談・親子サロン」を開始します。	障害者福祉課
74		⑦医療的ケア児・重症心身障害児の日常活動の場の充実	医療的ケア児・重症心身障害児の日常活動の場として区立児童発達支援センターにおいて重症心身障害児通所事業を実施しています。また、自宅に看護師等を派遣し、家族に代わり一定期間、医療的ケア及び日常生活上の介護を行い、家族の介護負担を軽減します。今後も、サービス提供や利用の状況を精査し、区民ニーズに合ったサービスとして更なる充実を図ります。	60	区立児童発達支援センターの「重症心身障害児通所事業」の枠組みとしては令和3年度末に事業終了としましたが、肢体不自由児のクラスにおいて、重症心身障害児・医療的ケア児が引き続きご利用になれる体制を整備し、医療的ケア児1名が通園事業（週5日）を利用しました。 また、自宅に看護師等を派遣し、家族に代わり一定期間、医療的ケア及び日常生活上の介護を行い、家族の介護負担を軽減する「在宅レスパイト」事業を実施し、延べ387件（21人）の利用がありました。	当初計画どおり	引き続き、区立児童発達支援センターの肢体不自由児クラスにおいて、重症心身障害児・医療的ケア児が利用できる体制を整備するとともに、新たに、区立元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラス利用日の通園事業（週5日利用、週2日利用）への受入れを開始します。 また、在宅レスパイト等事業の利用可能上限時間を年間96時間から144時間に拡充します。	障害者福祉課
75		⑧特別支援教育の推進	特別支援学校・特別支援学級・通常の学級などの就学先を決定するため、区立児童発達支援センター等と連携し、幼少期からの就学相談をさらに充実していきます。現在、区立小学校に在籍する児童1人に対し校内で医療的ケアを行うために、看護師（臨時職員）を配置しています。医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒の通園・通学に関して、看護師の配置等、その子どもの状況に応じた支援策を検討します。また、区立小・中学校の特別支援学級では、児童・生徒一人ひとりの障害の種類やその程度、発達の状況を踏まえた、多様な教育を充実していきます。さらに、通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒の個別の教育的ニーズに対応するため、学習支援員の配置や特別支援教室設置の充実を図ります。また、幼稚園、小・中学校における特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るとともに、組織的に取り組む体制を整備します。	60	区立小中学校の特別支援教室の利用や学習支援員の配置について、東京都の改訂ガイドラインに則り、児童・生徒一人ひとりの渉外の種類や程度、発達の状況に応じ、原則の指導期間において、効果的かつきめ細やかな教育が実施できるようにしています。さらに、全ての地区に設置した特別支援学級において、質の高い教育を行うことができるよう、教員研修の充実や学級間交流の推進を行っています。	当初計画どおり	国が提唱する切れ目ない支援の充実に向け、区では、保育園・幼稚園入園から高校卒業までに切れ目ない相談支援体制を強化するため、関係機関からなるコンソーシアムを設立します。 具体的には、港区特別支援教育連絡協議会で幼児・児童・生徒の現状や支援状況について情報を共有した上で、有効な支援方法などについて協議し、港区特別支援教育担当者連絡会で確認した事項の具現化を行います。 どちらも、教育関係機関、障害者福祉関係機関、子育て関係機関、医療機関を運営母体としており、特別支援教育連絡協議会は年1回、特別支援教育担当者連絡会は年4回の実施を予定しています。	教育指導担当

第3章		施策内容		基本方針	7 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
76	(1) 父親の子育てへの参加の推進	①父親の子育てへの参加の環境づくり	父親が孤立することなく育児に参加できるよう、父親同士のネットワークづくりを支援します。また、「父親手帳」に掲載する情報の充実を図ります。	61	「父親手帳」を、子ども家庭支援センターの窓口や、みなと保健所が実施する両親学級で配布し、父親が子育てに参加しやすい環境づくりに取り組みました。また、「父親手帳」のホームページでの公開などを通じて、父親の子育て参加の推進に取り組みます。	当初計画どおり	引き続き、ホームページでの公開などを通じて、父親の子育て参加の推進に取り組みます。	子ども家庭支援センター
		②育児・介護休業制度・子の看護休暇の普及促進	育児・介護休業制度の情報提供を図るとともに、男女がともに制度を利用できるよう、特に男性への育児休業・子の看護休暇制度の積極的な活用に向けて啓発を通して働きかけます。	61	区内中小企業あてに、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット」と「仕事と家庭の両立支援事業リーフレット」を送付するとともに、広報紙への掲載や区ホームページで継続的に周知しました。仕事と家庭の両立支援事業では、子育て支援奨励金12社、配偶者出産休暇制度奨励金2社、介護支援奨励金2社、男性の子育て支援奨励金7社、男性の介護支援奨励金1社の計24社に交付しました。	当初計画どおり	男女平等参画センターで行う企業向け講座にて周知するなど、各種制度の情報提供を図りながら、制度活用に向けた啓発を行います。	人権・男女平等参画担当
78	(2) 事業所への支援等	①ワーク・ライフ・バランスの推進	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。 また、中小企業経営者、人事担当者等にワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進するとともに、企業の積極的な取組を支援します。	62	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定を毎年度着実に実施しており、新規に申請する事業者数も増加しています。区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」だけでなく、令和4年度から、産業振興センターホームページ内にワーク・ライフ・バランスに関する特設コンテンツを開設し、推進企業の取組や交付式の様子を広く周知しています。加えて、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや個別相談会を開催し、更なる取組の推進につなげています。 【認定企業数】 新規認定11社、更新企業8社、継続企業47社	当初計画どおり	引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定を進めつつ、特設ホームページで発信する内容の充実にも努め、認定企業数の増に取り組みます。また、ワーク・ライフ・バランス出前相談などで寄せられる事業者の声から今後の支援事業やセミナーの内容を検討し、区内中小企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。区に業者登録のある中小企業へのパンフレット送付や、区広報紙やホームページ等で周知を行うとともに、東京都中小企業振興公社や東京商工会議所港支部、産業振興センター指定管理者等にも協力を依頼し、これまで以上に周知を強化します。	産業振興課 人権・男女平等参画担当
		②仕事と家庭の両立支援事業の実施	中小企業における「仕事と子育て」の両立支援に加えて、「仕事と介護」が両立できる職場環境づくりを支援するため、子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金を交付します。併せて、男性の子育てや介護への参加促進を支援するため、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金を交付します。	62	各種奨励金を交付しました。子育て支援奨励金12社、配偶者出産休暇制度奨励金2件、介護支援奨励金2件、男性の子育て支援奨励金7社、男性の介護支援奨励金1社 計24社	当初計画どおり	男女平等参画センターにて行う企業向け講座にて周知するなど、積極的に制度の周知を行うとともに、奨励金の交付を通して、中小企業における仕事と家庭の両立を支援します。	人権・男女平等参画担当
		③労働関係法等関係法令、各種制度の周知	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、周知を図ります。	62	働き方関連法令等の施行についてのリーフレットを窓口で配付したほか、男女平等参画センターで労働関係法令や制度に関する講座を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、労働関係法令等やワーク・ライフ・バランスに関する制度等について、リーフレットや講座を通して周知します。	人権・男女平等参画担当
		④企業・事業者向け講座・講演会の開催	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業や事業主向けの講座・講演会を、ハローワーク等と連携を図りながら効果的に開催します。	62	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催し、同時に個別相談会も開催しています。令和4年度から産業振興センターの指定管理事業となり、産業振興センターで展開する他の中小企業支援策とも連動し、例えばワーク・ライフ・バランスだけでなく資金繰りに関する相談が寄せられた場合は、出前経営相談事業に引き継ぐことにより事業者の要望に添えています。 【セミナー開催実績】 ①R4.10.17 参加者10名 ②R5.3.8 参加者10名	当初計画どおり	セミナーの参加者数がそれほど多くないことから、オンラインでの開催を検討するなど、開催方法を工夫します。	産業振興課 人権・男女平等参画担当

第3章		施策内容		基本方針	7 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
82	(3) 区職員のワーク・ライフ・バランスの取組	①港区職員子育て支援プログラム	職員を雇用する事業主として、港区職員の子育て支援に関するプログラムに基づき、行政側から率先して、仕事と子育ての両立支援等に向けた取組を推進します。	62	男性職員・女性職員ともに育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに取り組みました。また、テレワークや時差出勤制度を推進し、子育てをする職員の通勤等に係る負担軽減を図り、仕事と家庭を両立しやすい環境を整えました。令和4年度は、男性職員を取得対象としている育児参加休暇の対象期間の拡大、育児休業の取得要件・回数の緩和をしました。	当初計画どおり	引き続きテレワークや時差出勤制度を推進し、自宅での勤務を可能とすることで、通勤等に係る負担軽減を図り、男性職員・女性職員ともに子育てと仕事を両立しやすい職場環境を整えていきます。	人事課

第3章		施策内容		基本方針	8 放課後対策の総合的な推進			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
83	新・放課後子ども総合プランに基づく取組等 巻末ボックス表4	(1) 学童クラブの令和6（2024）年度に達成されるべき目標事業量【再掲】	施設改善や新規開設により、学童クラブ定員の確保、充実を図ります。	64	令和2年7月に放課GO→クラブたかなわだい、令和4年4月に放課GO→クラブしばはまを開設しました。 また、令和4年11月に放課GO→クラブあかさかの定員を30人から54人に拡大しました。	当初計画以上	令和5年4月から、放課GO→学童クラブあかばねの定員を30人から77人に拡大します。また、令和5年3月に終了する三光学童クラブ（定員160人）に代わり、令和5年4月に神応学童クラブ（定員170人）を開設します。	子ども若者支援課
		(2) 放課GO→クラブの令和6（2024）年度に達成されるべき目標事業量	学童クラブ事業に対応できる専用室の確保など条件が整った小学校には、放課GO→と学童クラブ事業を併せた放課GO→クラブの実施を検討します。	64	令和4年4月に放課GO→クラブしばはまを開設しました。	当初計画どおり	引き続き、放課GO→と学童クラブ事業を併せた放課GO→クラブの実施を検討します。	子ども若者支援課
		(3) 放課GO→の令和6（2024）年度までの整備計画	専用室の確保など条件が整った小学校には、放課GO→の実施を検討します。	64	令和4年4月に放課GO→しばはまを開設しました。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月9日から令和4年3月31日まで放課GO→を休止し、緊急居場所居場所づくり事業を実施していましたが、令和4年4月に放課GO→を再開しました。また、放課GO→みだの旧三光小学校への移転に向けて関係各課と情報共有を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、全ての区立小学校で放課GO→を実施します。 御田小学校の建て替えに伴い、放課GO→みだの旧三光小学校への移転及び放課GO→クラブ化に向け、関係所管と調整を行い、円滑に準備を進めます。	子ども若者支援課 生涯学習スポーツ振興課
		(4) 放課GO→及び学童クラブの一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	児童の放課後の居場所づくりである放課GO→と学童クラブ事業を併せた放課GO→クラブを実施し、放課GO→と学童クラブ事業の児童が一体的に活動しています。	65	放課GO→と学童クラブ事業の児童が一体的に活動できるよう、活動場所や活動プログラム等を工夫して取り組んでいます。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月9日から令和4年3月31日まで放課GO→を休止し、緊急居場所づくり事業を実施していましたが、令和4年4月に放課GO→を再開し、学童クラブと一体的な活動を行いました。	当初計画どおり	引き続き、児童の放課後の居場所づくりである放課GO→と学童クラブ事業を併せた放課GO→クラブを実施し、放課GO→と学童クラブ事業の児童の一体的な活動を推進します。 御田小学校の建て替えに伴い、放課GO→みだの旧三光小学校への移転及び放課GO→クラブ化に向け、関係所管と調整を行い、円滑に準備を進めます。	子ども若者支援課 生涯学習スポーツ振興課
		(5) 小学校の余裕教室等の学童クラブ及び放課GO→への活用に関する具体的な方策	児童が安全・安心に活動できる放課後の居場所づくりのため、小学校と連携・協力し、区立小学校内に専用の活動場所として放課GO→室及び放課GO→クラブ室を設け、さらには、学校が授業等で使用していない時間帯は、体育館、校庭、多目的室等も利用し活動しています。	65	小学校と連携・協力し、区立小学校内に放課GO→室及び放課GO→クラブ室を設置しています。また、放課後の空き教室、校庭、体育館等も利用し活動しています。	当初計画どおり	放課GO→みだを放課GO→クラブみだへ移行します。 また、小学校と連携・協力し、専用の放課GO→室及び放課GO→クラブ室のほか、空き教室の利用についても調整していきます。	子ども若者支援課 生涯学習スポーツ振興課
		(6) 学童クラブ及び放課GO→の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	子ども・子育て支援に関する庁内の検討組織である港区子育て支援推進会議等において、教育委員会事務局、子ども家庭支援部及び各地区総合支所が連携して学童クラブ及び放課GO→の実施校拡大を検討するとともに、情報交換・共有を行い、課題解決に取り組んでいます。	65	令和4年4月に放課GO→クラブしばはまを開設しました。 また、教育委員会事務局、子ども家庭支援部、各地区総合支所が連携し、学童クラブ・放課GO→実施校拡大について検討するとともに、情報交換・共有を行いました。	当初計画どおり	放課GO→みだを放課GO→クラブみだへ移行します。 また、引き続き、関係課で連携し放課GO→のクラブ化について検討し、情報交換・共有を行い、課題解決に取り組みます。	子ども若者支援課 生涯学習スポーツ振興課
		(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	障害のある児童が地域の中でいきいきと過ごせるよう、子ども中高生プラザ、児童館等のバリアフリー化を図るとともに、児童の状況に応じて支援に必要な職員を配置するなど、障害の有無にかかわらず快適に過ごせる体制を整備します。 また、障害のある児童に適切な支援を行えるよう、医師・カウンセラーによる巡回指導を充実するとともに、職員研修を実施します。	65	医師やカウンセラーによる年2回の巡回指導に加え、障害のある児童への支援等の職員研修を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、医師やカウンセラーによる巡回指導を行い、指導員の専門知識の向上を図ります。また、適切に職員の配置をし、障害のある児童が地域の中でいきいきと過ごせる体制を整えます。	子ども若者支援課
		(8) 地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取組	平成27（2015）年度の子ども・子育て新制度の実施に伴い、学童クラブ事業の平日の開所時間を午前8時30分から午前8時に前倒し、午後6時30分から午後7時に延長しました。	65	平成27年度以降、継続して実施しています。 平成27年度からの開所時間 平日：放課後～午後7時 長期休業中の平日：午前8時～午後7時 土曜日：午前8時～午後5時	当初計画どおり	継続して実施します。	子ども若者支援課

第3章		施策内容		基本方針	9 子どもの健全な育成に向けた施策の充実			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
91	(1) 子どもが健やかに成長できる環境の整備	①公園の整備	公園は区民の休息やレクリエーション、地域のコミュニケーションの場、子どもの遊びや環境学習、さらに高齢者の健康づくりの場、緑の拠点、また、災害時の地域集合場所や防災活動拠点等、公園に求められる役割や区民ニーズは年々多様化してきています。 計画段階から区民参画の手法を取り入れ、地域特性や区民のライフスタイルに合わせて既存公園の再整備を進めます。	66	【一の橋公園の整備工事】 区民意見を反映した基本設計・実施設計に基づき、子どもから高齢者まで安全で快適に公園を利用できるように、令和3年度から整備工事を実施しています。一の橋公園内で実施している自転車駐車場整備工事において、瓦礫混じり土砂により進捗が遅れたことにより工期延伸をすることになりました。それに伴い公園整備工事も工期延伸することになりました。	当初計画遅延	令和5年6月のしゅん工を目指します。	土木課
		②児童遊園の整備	地域の子どもたちが安全に遊べる身近な場所、また、地域の大人や高齢者にとっても身近なコミュニティ形成の拠点の一つとして、安心して集え、和める魅力ある児童遊園を整備します。 また、業務・商業系の地域に立地しているなど、子どもの遊び空間として隔たりがある場所では、利用実態を踏まえた施設整備を検討します。	67	整備実績なし	当初計画どおり	芝五丁目児童遊園、西麻布二丁目児童遊園の設計委託を行います。六本木三丁目児童遊園の設計及び工事を行います。	土木課
		③プレーパークの推進	子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切に、のびのびと思い切り遊べるよう、場所と機会を提供するとともに、遊びを通して子どもたちの豊かな心身の発育を支えるため、プレーパーク事業を推進していきます。	67	道具や廃材、自然素材を使い、自分の責任で自由に遊ぶ「冒険遊び場」提供しています。 令和4年度は、高輪森の公園164回、亀塚公園22回、港南三丁目遊び場25回実施しました。	当初計画どおり	令和5年度は、高輪森の公園167回、亀塚公園31回、港南三丁目遊び場25回実施予定です。	土木課
		④学校施設開放による子どもの遊び場の充実	子どもたちを交通事故その他の危険から守るとともに、健全育成を図ることを目的として、区立小学校の校庭及び体育館を、子どもの身近で安全な遊び場として開放します。	67	各小学校と開放日について調整を行い、学校教育に支障のない範囲で開放しています。 令和4年度実績（令和5年3月末時点） 参加者数：R4年度2,612人、R3年度2,273人、R2年度3,678人	当初計画どおり	芝浜小学校の開校及び赤羽小学校の新校舎移転を踏まえ、遊び場開放事業を円滑に実施できるよう、学校と調整し、子どもの身近で安全な遊び場を確保します。	生涯学習スポーツ振興課
		⑤快適な公衆・公園トイレの整備	公衆トイレや公園トイレを計画的に整備します。トイレの新設・建替え時には、高齢者・障害者も安心して使えるバリアフリー対応の“誰でもトイレ”を設置すると共に、子ども連れの方の利用にも配慮しベビーベッド・ベビーチェア等を備え、誰もが安全で快適に利用できるトイレの整備を進めます。	67	一ノ橋際公衆便所の外壁や内壁等の改修工事を実施しました。	当初計画どおり	有栖川宮記念公園の便所（三軒家口）に係る工事、西麻布二丁目児童遊園の便所、新芝橋際公衆便所に係る設計委託を実施します。六本木三丁目公衆便所に係る設計及び工事を行います。	土木課
		⑥保育園、幼稚園、学校への環境学習の支援	子どもたちは、自然とのふれあいを通して命の大切さを理解し、自然や生きものを大切にする心を育みます。子どもたちが、地域の環境資源である公園や水辺、校庭など身近な場所で生きものを観察し、ふれあうことにより、生物多様性の大切さを効果的に学ぶことができる場所の整備や適切な維持管理に向けて、都心に生息する生きものやその生息環境に精通した専門家を派遣します。	67	生きものやその生息環境に精通した専門家を派遣し、ピオトープに関する指導助言は2施設2回、子ども向け観察会は3施設4回、先生向け勉強会は3施設3回、合計8施設9回実施しました。	当初計画どおり	引き続き、各施設のピオトープの質の向上を目指しながら、環境学習でのピオトープの利活用を推進し、観察会・勉強会の充実を図ります。	環境課

第3章		施策内容		基本方針	9 子どもの健全な育成に向けた施策の充実			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
97		⑦産後母子ケア事業の推進	産後ケア（産褥期における母体のケア、育児支援、交流等の社会支援）を行うことで、母性の醸成、ストレス軽減、育児の主体性が高まるとされています。みなと保健所において、母子保健コーディネーター（助産師）を配置し、妊産婦の相談に応じます。また、生後4か月未満の児とその母親が宿泊または日帰りで滞在できる場を提供し、心身のケア、母乳や育児等の相談、母親同士の交流を促します。さらに関係機関とのネットワーク会議を開催するなど、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制を推進します。	67	産後ケア事業であるHelloママサロン（生後1～2か月の対象）は、月1回計12回実施し、306組615人が参加しました。うさちゃんくらぶ（生後2～3か月対象）は、月2回計24回実施・419組841人が参加、のんびりサロン（生後3～4か月の対象）は、月1回計12回実施し、249組501人が参加しました。また、ママの健康相談（訪問）は60件実施しました。妊婦全員面接（プレママ応援事業）は、1,726件の相談を受け、内577件はオンラインによる面接を実施しました。また、関係機関とのネットワーク会議もオンラインでの会議開催とし、切れ目のない支援ができるよう連携を図りました。また、宿泊型ショートステイは5か所の医療機関と契約し、実施しました。	当初計画どおり	引き続き、みなと保健所において、母子保健コーディネーター（助産師）を配置し、妊産婦の相談に応じます。また、生後4か月未満の児とその母親が宿泊または日帰りで滞在できる場を提供し、心身のケア、母乳や育児等の相談、母親同士の交流を促します。さらに関係機関とのネットワーク会議を開催するなど、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制を推進します。令和5年度からは、宿泊型ショートステイ施設を2か所増やし利便性を拡充するとともに、生後4か月未満の児とその母親が日帰りで滞在できるサービス事業と、乳房管理や母乳に関する相談が訪問または外来受診により受けられる乳房ケア事業を開始します。	健康推進課

第3章		施策内容		基本方針	9 子どもの健全な育成に向けた施策の充実			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
98	(2) 青少年の健全育成のための支援	①インターネットの適正利用の啓発	成長に好ましくないインターネットサイトへのアクセス制限や、安全・適切なインターネット環境の利用に向けたリテラシー教育を充実する等、インターネットの有効的な活用に向けた取組を推進していきます。	68	港区青少年対策地区委員会が推薦した「東京都青少年健全育成協力員」の協力の下、不健全図書陳列方法等の調査を行い、関係施設等へ周知しました。 7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、区ホームページでインターネットの適切な利用について啓発活動を行いました。	当初計画どおり	港区青少年対策地区委員会推薦した「東京都青少年健全育成協力員」の協力の下、不健全図書の調査を行います。機会を捉え、広報紙等でインターネットの適正利用の対策に向けた啓発を行います。	子ども若者支援課
		②自主的・創造的な活動の支援	青少年の健全育成を図るため、各地区青少年対策地区委員会における、地域特性に応じた自主的・創造的な活動を支援します。また、中学校生徒主体の防災訓練や消防少年団による消火器訓練のボランティア活動など、地域の青少年関係団体の活動を支援します。これらの活動を通じ、青少年が地域の一員としての自覚を持ち、郷土意識を醸成できる地域づくりを推進します。	68	青少年対策地区委員会に活動補助金の交付や情報提供、共有の場を設ける等の支援を行いました。これにより、中学校生徒が主体的に実施する防災訓練を支援し、青少年が地域の一員としての自覚を持ち、郷土意識を醸成できる地域づくりを推進しています。	当初計画どおり	区立中学校区ごとに設置される青少年対策地区委員会の活動に補助金を交付し、各地区における地域特性に応じた青少年育成事業の支援をします。また、情報提供、共有の場を設定します。	子ども若者支援課
		③リーダー育成の支援	豊かな知識経験を有する地域の人材の活用等により、青少年が地域活動のリーダーとなるよう支援します。	68	豊かな知識経験を有する地域の人材である青少年対策地区委員会が、キャンプや防災訓練等の青少年健全育成活動を実施できるような、区はその経費の一部を助成することで、青少年対策地区委員会の活動を支援しています。これにより、青少年が地域活動のリーダーとなるよう支援しています。	当初計画どおり	引き続き、青少年対策地区委員会の活動を支援し、青少年が地域活動のリーダーとなるよう支援します。	子ども若者支援課
101	(3) 地域における子ども・子育て支援の取組	①よちよち子育て交流会【赤坂地区地域事業】	子育てに関する相談や情報交換と交流の場として、「よちよち子育て交流会」を開催します。 保健師、栄養士などの専門職による相談を行うとともに、子育てひろば「あい・ぼーと」の「子育て支援員」などの地域の人材を活用して、交流の促進を図ります。	68	年42回実施。延406人参加。 開催にあたっては、事前申し込み制により参加人数を制限して実施しました。	当初計画どおり	実施回数は年42回を予定しています。 赤坂地区：30回実施（土曜日開催4回を含む） 青山地区：12回実施	赤坂地区総合支所区民課
102	②赤坂・青山子ども中高生共育（ともい）事業【赤坂地区地域事業】	赤坂地区は、地域で活躍する専門的な技能・知識を有する人や文化人、地域貢献活動が活発な企業などの地域人材等が豊富な地区です。 こうした地域の人材と子どもたちを結びつけるため、地域ぐるみの子育ての仕組みを整備します。 住民、NPO等地域団体、地元企業等との連携と協働により、小・中学生、高校生を対象に「驚き・感動・気づき」の機会となる講座や様々な分野で活躍しているプロフェッショナルとの交流の場を提供します。 また、地域の子ども向け事業に関わる団体等のサポート体制やネットワークを構築し、子どもたちを地域ぐるみで見守り、育てる環境を整備します。	68	赤坂・青山子ども中高生共育事業において、令和4年度は文化講座を8回、スポーツ講座を3回実施しました。 また、多世代交流の機会を設けるため、親子参加の講座「キャンドルづくり」「赤坂芸者衆」「ルームディフューザーづくり講座」を新たに設けました。	当初計画どおり	地域で活躍する専門的な技能・知識を有する人を講師に迎える等、地域資源をより効果的に活用します。また、親子で参加できる講座を実施し、多世代交流の機会を設ける等、講座内容を工夫します。	赤坂地区総合支所協働推進課	
103	③たかなわ子どもカレッジ【高輪地区地域事業】	地域児童を対象に大学の知的・人的資源を活用し、専門的な研究テーマをわかりやすく学ぶ機会を提供します。 事業の運営については、地域の方や大学生と協働して取り組みます。	69	令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、リモートによりプログラムを実施しましたが、令和4年度は対面でのプログラムも再開しました。 東海大学だけでなく、北里大学、明治学院大学にも連携を呼びかけ、3大学との連絡会を令和5年3月に開催しました。 「子ども教育支援教室」事業・11種、年40回実施。参加延べ人数628人（児童・大学生等） 「児童の放課後のあそび場」事業・東海大学への入校ができなかったため、令和4年度は中止しました。	当初計画遅延	「子ども教育支援教室」事業・東海大学に加え、北里大学、明治学院大学とも連携し、各大学の専門性を活かして対面やリモートにより児童と学生が交流を持ちながら活動を展開します。 「児童の放課後のあそび場」事業・東海大学が新型コロナウイルス感染症対策及び改修工事により入校不可のため、当面の間、中止とします。	高輪地区総合支所管理課	
104	④高輪ほっとひといき子育て支援事業【高輪地区地域事業】	就学前の乳幼児をもつ保護者に対して、育児相談や交流会を実施します。 地域の身近な場所で保健師・助産師・管理栄養士などの専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の関係機関と連携し、安心して子育てができるよう支援します。 また、地域の中での仲間づくりや保護者同士の交流を促進するとともに、保護者のもつ力を高めます。	69	助産師等によるミニ講座や情報交換を通じて、身近な地域で保護者の友達づくりや交流の場を提供し、育児不安の軽減と保護者自身の育児力を高めました。 年33回実施、延人数302人 年36回実施予定でしたが、台風による中止や予約者なしのことがあったため、未実施となること3回ありました。	当初計画どおり	引き続き、身近な地域で親同士の交流や育児相談ができることで、親自身の育児力を高め、安心して子育てができるように支援します。 年36回開催予定	高輪地区総合支所区民課	

第3章		施策内容		基本方針	9 子どもの健全な育成に向けた施策の充実			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
105		⑥子育てあんしんプロジェクト【芝浦港南地区地域事業】	<p>保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士からなるプロジェクトチームが、身近な地域の児童施設等を会場として、子育てに関するノウハウの提供や家庭環境に応じた個別相談に応じるなど、子育てに関する様々な不安や悩みを解消するとともに、孤立しがちな保護者自身が抱える心のケアも図ります。</p> <p>また、子育て世代の交流の場をつくることで、子育てを通じた地域での仲間づくりや子育て世帯間、家庭間のネットワークづくりを促進し、家庭や地域の子育て力の向上を支援します。</p> <p>さらに、よりきめ細かで利用者の満足度が高い事業をめざし、大学や地域の医療機関等とも連携を図りながら、地域特性や様々な子育てのニーズに対応していきます。</p>	69	<p>子育て中の保護者が地域で孤立せず、子育て中の不安が解消、緩和できるよう、芝浦港南地区の児童施設等と連携し、専門職（保健師、助産師、管理栄養士、臨床心理士）による計測・育児相談、保護者同士の交流会を実施します。</p> <p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てあんしん相談 93回 延べ986組994人参加 ・かるがもくらぶ 24回 延べ188組376人 	当初計画どおり	<p>令和4年度に拡充した内容を令和5年度も継続して実施し、事業をより多くの芝浦港南地区の子育て中の保護者に知っていただけるようPRに努め、計画目標値である4,800人（令和8年度末）となるよう取り組みます。</p> <p>専門職や施設職員等によるきめ細やかな対応により、早期かつ継続的に支援を実施し子育て中の保護者が地域で孤立せず、安心して子育てができる環境づくりを推進します。</p>	芝浦港南地区総合支所 区民課

第3章		施策内容		基本方針	10 子どもの未来を応援する施策の充実			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
106	(1) 教育・学習の支援	①生活困窮世帯への学習支援	家庭の経済状況や親子関係等の事情から、家庭学習の習慣が十分に定着していない児童・生徒や学習等での課題を抱えている児童・生徒に対し、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言、教育及び就労に関する支援を行います。また、高校生に対しては、中退防止のための相談・支援を行います。	70	生活困窮世帯の子どもの学習支援の強化及び進学や就職をサポートすることで貧困の連鎖を防止するため並びに家庭や学校以外での居場所の提供をするために学習支援事業を実施しました。 【学習支援事業利用人数】 中学生137人 高校生31人 【開設教室数】 中学生8教室 高校生2教室 【年間授業回数(1教室あたり)】 中学生45回 高校生44回	当初計画どおり	引き続き、子どもの学習支援を強化するとともに、進学や就職の選択をサポートしていきます。	生活福祉調整課
		②子育て家庭の生活や社会参加の支援	産前産後家事・育児支援事業、子育てひろば事業などを通じて、親の妊娠・出産期から社会的孤立に陥ることのないよう、子育てへの不安の解消や養育力の向上支援を行うとともに、親と子の生活や社会参加の支援を実施します。	71	産前産後家事・育児支援事業、子育てひろば事業を実施することによって、子育てへの不安の解消や養育力の向上支援を行いました。	当初計画どおり	引き続き、産前産後家事・育児支援事業、子育てひろば事業を実施することで、子育てへの不安の解消や養育力の向上支援を行います。	子ども家庭支援センター
107	(2) 生活環境の安定の支援	①高校生不登校への支援【新規事業】	不登校について、これまで支援の少なかった高校生へも支援の対象を広げ、子どもを身近で支える保護者を対象に、不登校の現状や家庭での接し方などを理解し、相談・支援機関の情報を接することができる機会を設けるための理解促進事業を実施します。なお、引き続き、各小・中学校へ週1回以上スクールカウンセラーを配置するほか、各学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣するなど、学校教育相談体制を充実し、教育と福祉の両面から、不登校や虐待などの問題解決を図るとともに、適応指導教室（つばさ教室）での指導・相談や、教育センターでの教育相談等の支援を継続していきます。	71	スクールカウンセラーを各小・中学校に週1日以上配置しました。令和4年度の配置の延べ日数は855日でした。スクールソーシャルワーカーを学校からの要請に応じて派遣しました。令和4年度の派遣件数は805件（30分を1件とします）でした。適応指導教室（つばさ教室）では、児童・生徒の状況に応じた相談、指導・支援を実施しました。また、学校との連絡会、保護者会を学期に1回開催しました。教育センターでは、来所及び電話での教育相談を実施しました。令和4年度は、来所相談が250件、電話教育相談が242件、オンライン教育相談が42件でした。	当初計画どおり	引き続き、各小・中学校へ週1回以上スクールカウンセラーを配置し、各学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣を行います。また、令和5年度からは各小・中学校にスクールソーシャルワーカーを年間43日配置します。適応指導教室での指導・相談や、相談窓口を周知して教育センターでの教育相談等の支援を継続していきます。	教育指導担当
108	(2) 生活環境の安定の支援	②子育て家庭の生活や社会参加の支援	産前産後家事・育児支援事業、子育てひろば事業などを通じて、親の妊娠・出産期から社会的孤立に陥ることのないよう、子育てへの不安の解消や養育力の向上支援を行うとともに、親と子の生活や社会参加の支援を実施します。	71	産前産後家事・育児支援事業、子育てひろば事業を実施することによって、子育てへの不安の解消や養育力の向上支援を行いました。	当初計画どおり	引き続き、産前産後家事・育児支援事業、子育てひろば事業を実施することで、子育てへの不安の解消や養育力の向上支援を行います。	子ども家庭支援センター
109	(2) 生活環境の安定の支援	③相談体制の整備	小学校及び中学校では、学びの未来応援ケース会議を開催し、養育不安や不登校など課題がある家庭に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣するなどの支援を行います。また、生活困窮者自立相談支援窓口である、港区生活・就労支援センター事業を通じて、子どもが高校や大学等への進学後も就業や生活についての支援を行い、社会的自立まで切れ目のない支援体制を構築します。	71	年に3回、学びの未来応援ケース会議を開催し、養育不安や不登校など課題がある家庭に対し、スクールソーシャルワーカーを年間805件（1単位30分）派遣しました。また、港区生活・就労支援センターで学習相談支援事業を実施し、248件の利用がありました。さらに、区内のヤングケアラーに対する支援策を検討するため、令和4年9月に、港区ヤングケアラー実態調査を実施しました。	当初計画以上	引き続き、年に3回、学びの未来応援ケース会議を開催し、養育不安や不登校など課題がある家庭に対し、スクールソーシャルワーカーを年間43日配置します。また、港区生活・就労支援センターにおいて、子どものいる世帯及び子ども自身に対し、学習や進学等に関する助言や情報提供などを行います。さらに、ヤングケアラーへの支援として、令和5年度から各支所福祉総合窓口等からの相談を受けるヤングケアラー・コーディネーターを子ども家庭支援センターに配置します。	教育指導担当 生活福祉調整課 子ども家庭支援センター
110	(3) 経済的安定の支援	①ひとり親家庭の生活支援及び経済的支援の充実【新規事業】【再掲】	離婚時に取り決めた養育費の確実な履行を支援し、子どもの経済的生活が安定するよう支援します。また、子どもの心理的安定に配慮した面会交流の機会確保を支援します。	71	離婚を考えている親等を対象に、養育費保証利用助成の案内や裁判外紛争解決手続の利用料の一部を助成しました。また、面会交流の機会づくりを支援するため、下記3事業を実施しました。 【養育費保証サービス利用助成件数】 R3年度1件→R4年度1件 【ADR利用助成件数】 R3年度1件→R4年度1件 【面会交流コーディネート事業件数】 R3年度1件→R4年度2件	当初計画どおり	引き続き、養育費保証利用助成、裁判外紛争解決手続利用助成、面会交流コーディネート事業を通じて、離婚後の子どもの経済的・心理的安定を支援します。また、ひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金の問い合わせに迅速に対応し、ひとり親家庭の就労支援に取り組みます。	子ども家庭支援センター
		②教育にかかる経済的支援の充実	教育、進学にかかる費用について、就学援助、各種の手当等の支給や資金の貸付け等の経済的支援を行います。	72	就学援助では例年通りの申請・認定に加え、令和2、3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大に伴う前年度所得によらない特別認定を実施しました。令和5年度から就学援助対象者を私立学校に在学または就学予定の児童・生徒にまで拡大することに伴い、令和4年度中に令和5年度私立小学校1年生及び私立新中学校1年生に対しても、新入学用品費の入学前支給を行いました。	当初計画以上	令和5年度から就学援助対象者を私立学校に在学または就学予定の児童・生徒にまで拡大します。また、オンライン申請による申請手続きの簡素化を行います。	学務課 教育長室

第3章		施策内容		基本方針	10 子どもの未来を応援する施策の充実			
項番	項目	計画事業	計画内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
112		③保護者に対する就労の支援	就職のあっせん及びひとり親家庭の職業訓練における給付金の支給等により、保護者の自立を図るための就労支援を行います。また、港区生活・就労支援センターにひとり親家庭自立支援員を配置し、家庭が経済的に安定できるよう支援します。	72	ひとり親家庭の教育訓練や職業訓練に対し、給付金を支給しました。 ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金を支給し、就業訓練における生活の負担軽減を図りました。 R3年度3件、R4年度2件	当初計画どおり	引き続き、ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金等の問い合わせに迅速に対応し、ひとり親家庭の就労支援に取り組みます。	子ども家庭支援センター
113	(4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備	①子どもの未来応援施策の普及・啓発	孤食解消と保護者支援事業や学習ボランティア養成講座等を通じて区民等に対し子どもの未来応援施策の理解を促進するとともに、地域で子どもたちを応援する人材を確保し、育成します。	72	学習支援事業を委託することによって、ボランティア養成等を継続的に行い、地域で子どもたちを応援する人材を育成しました。子ども食堂実施者向けの研修を行うなど人材育成を行いました。また、学習支援事業における学習ボランティアの参加を通じて区民等に対し、子どもの未来応援施策への理解を促進しました。	当初計画どおり	令和4年度に引き続き、子ども食堂とイベントを共催で実施するとともに、子ども食堂ネットワークへの登録者数の拡大により、人材の確保と育成を行います。また、学習支援事業における学習ボランティアの参加を通じて区民等に対し、子どもの未来応援施策への理解を促進します。	子ども若者支援課 生活福祉調整課
114		②地域における子どもの未来を応援するネットワークの確立	普及・啓発活動を通じて育成した人材や企業、NPO、大学等と連携・協力し、それぞれの強みを生かして役割分担を行うことにより、地域における子どもの未来を応援するネットワークを確立します。	72	生活困窮世帯を対象とした学習支援事業等を通じて、地域において子どもの未来を応援する人々のネットワークを構築しました。	当初計画どおり	子ども食堂ネットワーク会員の持つ人材や技術などの資源、取組、実施状況について、アンケート調査を行うとともに運営における課題を把握し、団体間の連携強化を図ります。	子ども若者支援課 生活福祉調整課
115		③子どもの孤食解消と保護者支援	子ども食堂運営団体と地域の民間企業が連携するネットワーク化を推進し、そのネットワークから得られた寄付金や提供物資を子ども食堂運営団体へ循環させるシステムを構築します。子ども食堂の開催場所や開催回数を増やすことで、子どもの孤食解消を図ります。	72	区民に対し、子ども食堂やフードパントリーの開催周知を年間を通じて行いました。また、子ども食堂運営者向けの研修や情報交換の場を設けました。港区子ども食堂ネットワーク会員やみなとりサイクル清掃事務所と連携し、食材等の提供を行うことで、子ども食堂の安定的な運営を支援しました。	当初計画どおり	港区子ども食堂ネットワーク会員の拡大を図ります。また、新たに子ども食堂を開始したい事業者に向けて、子ども食堂の立上げや運営に必要なノウハウについて講習会や個別相談会を実施します。補助金については、令和4年度の金額を据え置き、積極的な助成を行います。	子ども若者支援課

港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）事業実施状況

【ボックス表1】

1 教育・保育施設等の充実

(1) 幼児教育（1号認定及び2号認定のうち共働きの幼稚園を利用している者）P28 【教育長室】

<計画>

(人)

幼児教育		R元年度 2019年度		R2年度 2020年度		R3年度 2021年度		R4年度 2022年度		R5年度 2023年度		R6年度 2024年度	
		1号	2号 (幼児教育)										
① 見込み	認定別			2,555	615	2,457	613	2,319	601	2,281	593	2,311	601
	合計			3,170		3,070		2,920		2,874		2,912	
② 確保策	特定教育・ 保育施設	1,706		3,613		3,613		3,613		3,613		3,613	
	私学助成 幼稚園	1,907											
過不足(②-①)				443		543		693		739		701	
箇所数		28箇所		28箇所		28箇所		28箇所		28箇所		28箇所	

<実績入力>

(人)

幼児教育		R元年度 2019年度		R2年度 2020年度		R3年度 2021年度		R4年度 2022年度		R5年度 2023年度		R6年度 2024年度	
		1号	2号 (幼児教育)										
① 利用者数	認定別			2,882	270	2,427	381	2,311	434				
	合計			3,152		2,808		2,745					
② 確保策	特定教育・ 保育施設	1,706		3,608		3,643		3,644					
	私学助成幼 稚園	1,907											
過不足(②-①)				456		835		899					
箇所数		28箇所		28施設		28施設		28施設					

港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）事業実施状況
【ボックス表2】

1 教育・保育施設等の充実

(2) 保育（2号認定のうち共働きの幼稚園を利用していない者、3号認定）P31 【子ども政策課・保育課】
【量の見込みと確保策（2号認定（幼児教育以外））】

<計画>

保育 (2号認定(幼児教育以外))		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み			3,983	4,065	4,082	4,116	4,266
② 確保 策	合計	3,970	4,246	4,605	4,810	4,967	5,049
	特定教育・ 保育施設	2,921	3,189	3,430	3,589	3,848	3,953
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育 施設 (保育室・ 認証・保育 サポート)	1,049	1,057	1,175	1,221	1,119	1,096
過不足(②-①)			263	540	728	851	783

(人)

<実績入力>

保育 (2号認定(幼児教育以外))		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①利用者数			3,329	3,195	3,139		
② 確保 策	合計	3,970	4,246	4,510	4,599		
	特定教育・ 保育施設	2,921	3,189	3,425	3,557		
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0		
	認可外保育 施設 (保育室・ 認証・保育 サポート)	1,049	1,057	1,085	1,042		
過不足(②-①)			917	1,315	1,460		

(人)

【量の見込みと確保策（3号認定）】 【子ども政策課・保育課】

<計画>

保育 (3号認定)		R元年度 2019年度		R2年度 2020年度		R3年度 2021年度		R4年度 2022年度		R5年度 2023年度		R6年度 2024年度	
		0歳	1・2歳										
①見込み				919	3,221	960	3,336	991	3,513	1,022	3,672	1,058	3,810
② 確保 策	合計	976	3,441	1,050	3,682	1,071	3,718	1,093	3,774	1,114	3,850	1,155	3,975
	特定教育・ 保育施設	630	1,959	724	2,251	745	2,315	765	2,381	801	2,507	842	2,632
	特定地域型 保育事業	51	251	51	251	51	251	53	257	53	257	53	257
	認可外保育 施設 (保育室・ 認証・保育 サポート)	295	1,231	275	1,180	275	1,152	275	1,136	260	1,086	260	1,086
過不足(②-①)				131	461	111	382	102	261	92	178	97	165

(人)

<実績入力>

保育 (3号認定)		R元年度 2019年度		R2年度 2020年度		R3年度 2021年度		R4年度 2022年度		R5年度 2023年度		R6年度 2024年度	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
①利用者数				607	2,708	560	2,656	537	2,452				
② 確保 策	合計	976	3,441	1,050	3,682	1,064	3,639	974	3,248				
	特定教育・ 保育施設	630	1,959	724	2,251	753	2,330	714	2,279				
	特定地域型 保育事業	51	251	51	251	51	251	65	158				
	認可外保育 施設 (保育室・ 認証・保育 サポート)	295	1,231	275	1,180	260	1,058	195	811				
過不足(②-①)				443	974	504	983	437	796				

(人)

【箇所数】 【子ども政策課】

<計画>

保育施設 等	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
合計	117	126	130	134	138	143
特定教育・ 保育施設	66	76	80	83	88	93
特定地域型 保育事業	13	13	13	14	14	14
認可外保育 施設 (保育室・ 認証・保育 サポート)	38	37	37	37	36	36

(箇所)

<実績入力>

保育施設 等	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
合計	117	126	131	126		
特定教育・ 保育施設	66	76	81	86		
特定地域型 保育事業	13	13	13	11		
認可外保育 施設 (保育室・ 認証・保育 サポート)	38	37	37	35		

(箇所)

港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）事業実施状況

【ボックス表3】

2地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業P34 【子ども家庭支援センター】

		＜計画＞					
		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み	基本型・特 定型		7	7	7	7	7
	母子保健型		1	1	1	1	1
②確保策	基本型・特 定型	7	7	7	7	7	7
	母子保健型	1	1	1	1	1	1
過不足	基本型・特 定型		0	0	0	0	0
(2-①)	母子保健型		0	0	0	0	0

		＜実績入力＞					
		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み	基本型・特 定型		7	7	7	7	
	母子保健型		1	1	1	1	
②確保策	基本型・特 定型	7	7	7	7	7	
	母子保健型	1	1	1	1	1	
過不足	基本型・特 定型		0	0	0	0	
(2-①)	母子保健型		0	0	0	0	

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）P35 【保育課】

		＜計画＞					
		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み			1,218	1,254	1,288	1,322	1,370
②確保策	合計	1,229	1,432	1,494	1,538	1,579	1,616
	特定教育 保育施設	808	1,041	1,090	1,127	1,193	1,234
	特定地域型 保育事業	44	30	30	32	32	32
	認可外 保育施設	377	361	374	379	354	350
過不足	(2-①)		214	240	250	257	246
箇所数		117箇所	126箇所	130箇所	134箇所	138箇所	143箇所

		＜実績入力＞					
		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①利用者数			1,196	1,053	1,042		
②確保策	合計	1,229	1,347	1,444	1,323		
	特定教育 保育施設	808	925	1,022	983		
	特定地域型 保育事業	44	45	45	33		
	認可外 保育施設	377	377	377	307		
過不足	(2-①)		151	391	281		
箇所数		117箇所	126箇所	131箇所	128箇所		

(3) 放課後児童クラブ事業（学童クラブ事業）P36 【子ども若者支援課】

		＜計画＞					
		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み			3,089	3,139	3,309	3,454	3,494
②確保策	合計	3,249	3,309	3,309	3,469	3,479	3,519
	低学年	2,599	2,614	2,647	2,775	2,779	2,768
	高学年	650	695	662	694	700	751
過不足	(2-①)		220	170	160	25	25
箇所数		35箇所	35箇所	36箇所	37箇所	37箇所	37箇所

		＜実績入力＞					
		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①入会児童数			2,949	3,047	3,097		
②確保策	合計	3,249	3,309	3,309	3,469		
	低学年	2,599	2,614	2,647	2,775		
	高学年	650	695	662	694		
過不足	(2-①)		360	262	372		
箇所数		35箇所	36箇所	36箇所	36箇所		

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）P37 【子ども家庭支援センター】

		＜計画＞					
		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み			1,919	1,927	1,929	1,930	1,954
②確保策		4,550	4,550	4,550	4,550	4,550	4,550
過不足	(2-①)		2,631	2,623	2,621	2,620	2,596
箇所数		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

		＜実績入力＞					
		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①実利用者数			1,586	1,573	1,662		
②確保策		4,550	4,550	5,280	5,280		
過不足	(2-①)		2,964	3,707	3,618		
箇所数		2箇所	2箇所	3箇所	3箇所		

(5) 乳幼児家庭全戸訪問事業P38 【健康推進課】

		＜計画＞					
		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み			2,961	3,022	3,055	3,082	3,124
②確保策	実施数		2,961	3,022	3,055	3,082	3,124
	実施体制	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名
	実施機関	みなと保健所					
	委託団体等	東京都助産師会品川港地区分会					
過不足	(2-①)		0	0	0	0	0

		＜実績入力＞					
		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①訪問数			1,512	1,659	1,634		
②確保策	実施数		2,961	3,022	3,055		
	実施体制	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師14名	助産師19名 保健師26名		
	実施機関	みなと保健所					
	委託団体等	東京都助産師会品川港地区分会					
過不足	(2-①)		1,449	1,363	1,421		

(6) 養育支援訪問事業P39 【子ども家庭支援センター】

		＜計画＞					
		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み	登録世帯		18世帯	19世帯	19世帯	20世帯	20世帯
	派遣回数		208	214	221	227	233
②確保策	派遣回数	202	208	214	221	227	233
	実施体制	委託によるヘルパー					
過不足	(2-①)		0	0	0	0	0

		＜実績入力＞					
		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①利用者数	登録世帯		10世帯	5世帯	8世帯		
	派遣回数		167	103	108		
②確保策	派遣回数	202	208	214	221		
	実施体制	委託によるヘルパー					
過不足	(2-①)		41	111	113		

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）P40 【子ども家庭支援センター】

		＜計画＞					
		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み			299,155	301,579	309,789	319,865	329,102
②確保策		342,845	347,426	367,426	367,426	367,426	367,426
過不足	(2-①)		48,271	65,847	57,637	47,561	38,324
箇所数		17箇所	18箇所	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所

		＜実績入力＞					
		R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①実利用者数			95,531	157,133	185,808		
②確保策		342,845	347,426	367,426	367,426		
過不足	(2-①)		251,895	207,332	181,618		
箇所数		17箇所	18箇所	19箇所	19箇所		

(8) 一時預かり事業(幼稚園等の預かり保育) P41 【教育長室】

<計画> (人日/年)

幼稚園等の預かり保育	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		46,690	45,196	43,001	42,348	42,908
②確保策	59,403	59,403	59,403	59,403	59,403	59,403
過不足(②-①)		12,713	14,207	16,402	17,055	16,495
箇所数	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所

<実績入力> (人日/年)

幼稚園等の預かり保育	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①利用者数		28,203	28,873	42,731		
②確保策	59,403	51,190	53,638	67,290		
過不足(②-①)		22,987	24,765	24,559		
箇所数	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所	19箇所

(9) 一時預かり事業(幼稚園等の預かり保育以外) P42 【子ども家庭支援センター】

<計画> (人日/年)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		80,963	88,476	95,730	102,989	111,577
②確保策	114,262	114,262	114,262	114,262	114,262	114,262
過不足(②-①)		33,299	25,786	18,532	11,273	2,685
箇所数	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所

<実績入力> (人日/年)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①利用者数		48,675	56,271	41,219		
②確保策	114,262	114,262	114,262	114,262		
過不足(②-①)		65,587	57,991	73,043		
箇所数	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所

(10) 病児・病後児保育事業 P43 【保育課】

<計画> (人日/年)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		6,356	6,540	6,718	6,893	7,146
②確保策	6,482	6,804	6,804	7,290	7,776	7,776
過不足(②-①)		448	264	572	883	630
箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

<実績入力> (人日/年)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①利用者数		1,772	3,548	3,670		
②確保策	6,482	6,832	6,776	6,804		
過不足(②-①)		5,060	3,228	3,134		
箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

(11) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) P44

<計画> (人日/年)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		3,506	3,681	3,882	4,063	4,183
②確保策	3,369	3,506	3,681	3,882	4,063	4,183
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【子ども家庭支援センター】

<実績入力> (人日/年)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①利用者数		3,026	3,509	2,870		
②確保策	3,369	3,506	3,681	3,882		
過不足(②-①)		480	172	1,012		

(12) 妊婦健康診査 P45 【健康推進課】

<計画>

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み	交付対象者数	3,286人	3,354人	3,391人	3,421人	3,467人
	受診回数	33,977回	34,680回	35,062回	35,373回	35,848回
②確保策	健診者数	3,286人	3,354人	3,391人	3,421人	3,467人
	健診回数	33,977回	34,680回	35,062回	35,373回	35,848回
	実施場所	都内契約医療機関				
	実施体制	医療機関に委託				
	検査項目	(初回)体重・血圧・炭酸置・血液型・貧血・血糖・不規則抗体・HIV抗体・梅毒・B型肝炎・C型肝炎・風疹(2回目以降)体重・血圧・尿検査・クラミジア抗原・経膈超音波・HTLV-1抗体・貧血・血糖・B群溶連菌・NST				
	実施時期	満23週まで 4週間に1回 満24週~35週 2週間に1回 満36週~分娩 週に1回				
過不足	健診者数	0人	0人	0人	0人	0人
②-①	健診回数	0回	0回	0回	0回	0回

<実績入力>

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①利用者数	交付対象者数	2,903人	2,704人	2,616人		
	受診回数	29,733回	29,117回	27,577回		
②確保策	健診者数	3,286人	3,354人	3,391人		
	健診回数	33,977回	34,680回	35,062回		
	実施場所	都内契約医療機関				
	実施体制	医療機関に委託				
	検査項目	(初回)体重・血圧・炭酸置・血液型・貧血・血糖・不規則抗体・HIV抗体・梅毒・B型肝炎・C型肝炎・風疹(2回目以降)体重・血圧・尿検査・クラミジア抗原・経膈超音波・HTLV-1抗体・貧血・血糖・B群溶連菌・NST				
	実施時期	満23週まで 4週間に1回 満24週~35週 2週間に1回 満36週~分娩 週に1回				
過不足	健診者数	383人	650人	775人		
②-①	健診回数	4,244回	5,563回	7,485回		

(13) 実費徴収に係る補正給付を行う事業 P46 【教育長室】

<計画> (人)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①見込み		504	504	504	504	504
②確保策	86	504	504	504	504	504
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

<実績入力> (人)

	R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度
①利用者数		257	262	278		
②確保策	86	502	442	225		
過不足(②-①)		245	180	-53		

港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）事業実施状況

【ボックス表4】

8 放課後対策の総合的な推進

(1) 学童クラブの令和6（2024）年度に達成されるべき目標事業量【再掲】

<計画>

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①見込み			3,089	3,139	3,309	3,454	3,494
②	合計	3,249	3,309	3,309	3,469	3,479	3,519
確保策	低学年	2,599	2,614	2,647	2,775	2,779	2,768
	高学年	650	695	662	694	700	751
過不足	(②-①)		220	170	160	25	25
箇所数		35箇所	35箇所	36箇所	37箇所	37箇所	37箇所

【子ども若者支援課】

<実績入力>

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①入会児童数			2,949	3,047	3,097		
②	合計	3,249	3,309	3,309	3,469		
確保策	低学年	2,599	2,614	2,647	2,775		
	高学年	650	695	662	694		
過不足	(②-①)		360	262	372		
箇所数		35箇所	36箇所	36箇所	36箇所		

(2) 放課GO→クラブの令和6（2024）年度に達成されるべき目標事業量P64

<計画>

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
箇所数	15	16	16	17	17	17
追加整備の内容 (区立小学校)		区立高輪台		(仮称)区立芝浦第二		

【子ども若者支援課】

<実績入力>

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
箇所数	15	16	16	17		
追加整備の内容 (区立小学校)		区立高輪台		区立芝浜		

(3) 放課GO→の令和6（2024）年度までの整備計画P64

<計画>

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
箇所数	17	18	18	19	19	19
追加整備の内容 (区立小学校)		区立高輪台		(仮称)区立芝浦第二		

【生涯学習スポーツ振興課・子ども若者支援課】

<実績入力>

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
箇所数	17	18	18	19		
追加整備の内容 (区立小学校)		区立高輪台		区立芝浜		

No.	事業名	事業内容	(1) 教育・学習の支援				
			掲載ページ	現況 (R5年3月末時点)	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
1	生活保護事業 (教育扶助)	義務教育に伴って必要な教科書その他学用品、義務教育に伴って必要な通学用品、学校給食に必要な費用を金銭給付にて行います。	97	義務教育に必要な学用品、教材、学校給食費等の費用を1619件の支給をしました。(7,469,793円)	当初計画どおり	令和4年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課
	生活保護事業 (高等学校等就学扶助)	高等学校に進学する者を対象に、高校受験料、入学金をはじめとして、教材費、学用品費、通学のための最低限度の交通費を支給します。	97	高等学校等に進学する者を対象に、入学や通学に必要な費用を622件の支給をしました。(5,052,831円)	当初計画どおり	令和4年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課
	生活保護事業 (被服費)	被保護世帯にて出産があった場合に一時扶助として被服費を支給します。	97	令和4年度の支給はありませんでした。	当初計画どおり	令和4年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課
	生活保護事業 (入学準備金)	小学校、中学校、高等学校に進学する者を対象に、服、かばん、靴等を購入するための入学準備金を支給します。	97	小学校、中学校、高等学校に進学する者を対象に、入学準備金を27人に支給しました。(1,815,253円)	当初計画どおり	令和4年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課
2	法外援護事業 (学童服及び運動衣)	4月1日現在、保護受給世帯の小・中・高校生に対し、5月に15,500円を支給します(ただし、小1、中1、高1は除きます)。	97	現在は、学童服11,400円、運動衣4,100円を支給しています。学童服・運動衣合わせて58人に支給しました。(学童服661,200円、運動衣237,800円)	当初計画どおり	令和4年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課
	法外援護事業 (夏季健全育成費)	7月1日現在、保護受給世帯の小・中・高校生に対し、3,300円を支給します。	97	夏休みの野外活動等の参加費用として、夏季健全育成費を85人に支給しました。(280,500円)	当初計画どおり	令和4年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課
	法外援護事業 (修学旅行支度金)	通学中の学校において、修学旅行が実施される学年に在籍する小・中・高校生に対し、小学生4,300円、中学生8,500円を支給します。	97	通学中の学校において、修学旅行が実施される学年に在籍する小・中・高校生に対し、修学旅行支度金を小学生0人、中学生・高校生2人に支給しました。(17,000円)	当初計画どおり	令和4年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課
	法外援護事業 (入学支度金・就職支度金)	中学を卒業し、高校に入学する者、または4月末日までに継続的な就労に従事するか4月末日までに定職に就く見込みの者等に対して、5月に51,500円を支給します。	97	入学支度金・就職支度金あわせて6人に支給しました。(309,000円)	当初計画どおり	令和4年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課
3	被保護者自立促進事業 (学習環境支援費)	自立支援の援助方針に基づき、学習塾などへの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講などにより、在宅での学習環境を整える必要が認められる中学生等に対して、中学3年生及び高校3年生は200,000円、高校1、2年生は150,000円、小学1年生から中学2年生は100,000円を年間の上限額として支給します。	98	在宅での学習環境を整え、自立を促進するための支援として、22人に支給しました。(2,077,322円)	当初計画どおり	令和4年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課
4	学習相談支援事業	子どものいる生活困窮世帯の保護者及び子どもに対し、学習や進学等に関する助言や情報提供を行います。	98	ボランティアを講師とした無料学習支援を実施し、自立に向けた意欲喚起や学習意欲の向上を図りました。生活困窮者248人に対して支援しました。	当初計画どおり	令和4年度と同様に、子どもの進学に関する相談や学習習慣確立などの支援を行います。	生活福祉調整課
5	学習支援事業	生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学1・2年生及び高校生に対し、生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の学習支援事業として、無料学習支援を実施します。	98	無料学習支援を実施し、学習意欲の向上を図り、自立に向けた意欲を喚起しました。中学生137人、高校生31人に対して実施しました。	当初計画どおり	引き続き、子どもの学習支援を強化するとともに、進学や就職の選択をサポートしていきます。	生活福祉調整課
6	奨学資金貸付	学業に意欲を持ちながらも、経済的に修学が困難な者に対して、奨学資金を高校生、大学生等に貸付します。	98	学業に意欲を持ちながらも、経済的に修学が困難な者に対して、奨学資金を貸付しています。令和4年度は計38名に貸付を行いました。	当初計画どおり	引き続き、必要とする学生に対して奨学資金の貸付を行っていきます。	教育長室

No.	事業名	事業内容	(1) 教育・学習の支援				
			掲載ページ	現況 (R5年3月末時点)	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
7	私立幼稚園就園奨励費	園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者の全ての者の区民税所得割課税額に基づき、補助金を支給します。	98	令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、事業廃止しています。	廃止	—	教育長室
8	私立幼稚園保護者補助金	保護者の負担を軽減し、保育料の公私較差の是正をするため、世帯の所得状況に応じた補助金を支給します。	98	世帯の所得状況に応じた補助金を支給し、保育料の公私較差の是正をするため世帯の所得状況に応じた補助金を支給しました。	当初計画どおり	引き続き、保護者の負担を軽減し、保育料の公私較差の是正を図ります。	教育長室
9	朝鮮学校児童生徒保護者補助金	朝鮮初級・中級学校に授業料等を納入した、基準所得額以下の世帯の保護者を対象に補助金を支給します。	98	朝鮮初級・中級学校に授業料等を納入した、基準所得額以下の世帯の保護者を対象に、令和4年度は1件の申請があり、補助金を支給しました。	当初計画どおり	引き続き、朝鮮初級・中級学校に授業料等を納入した、基準所得額以下の世帯の保護者を対象に補助金を支給します。	教育長室
10	港区小中学生海外派遣事業	夏季休業期間中に港区立小中学生を対象にオーストラリアへの海外派遣を実施します。	98	令和4年度港区小中学生海外派遣は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に伴い、児童・生徒の渡航や現地での活動に活動制限が生じることから、オーストラリアでの研修は中止とし、沖縄県那覇市及び北谷市にて3泊4日の国内イングリッシュ・キャンプを実施しました。	当初計画どおり	令和5年度の港区小中学生海外派遣は、小学生、中学生ともにオーストラリアの西オーストラリア州パース市で実施する予定です。	教育人事企画課
11	学習活動支援保護者負担軽減事業	保護者の負担軽減を図るため、補助・学習教材購入費、漢字・英語・数学検定料、校外学習見学・入場料の一部を公費負担します。	98	補助教材(小1,250円、中6,350円)の購入補助、学習材料(2,290円)の購入補助を実施するとともに、検定料受験補助(中学生のみ1回、9,800円以内)を行いました。	当初計画どおり	補助教材(小1,360円、中6,050円)の購入補助、学習材料(2,200円)の購入補助を実施するとともに、検定料受験補助(小1回、中3回)を行います。令和5年度より検定料の補助の上限を撤廃します。	教育人事企画課
12	学力アップ特別講座	児童・生徒の学習習慣の確立及び学力向上のため区立小中学生を対象に学力アップ特別講座を実施します。(対象等：小学校5年生 土曜日、中学校1～3年生 長期休業期間)	98	令和4年度は、小学校5年生を対象に、年間20回の学力アップ特別講座「みなど科学教室」を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、小学校5年生を対象に、年間20回の学力アップ特別講座「みなど科学教室」を実施します。	教育人事企画課
13	学生スクールボランティア事業	小学校4年生から6年生の学力に課題のある児童を対象に、学校の授業や放課後学習において担任の補佐役として学習の支援をします。	98	令和4年度は、幼稚園、小中学校において合計26名の学生スクールボランティアを任用し、一斉授業での学習支援や放課後の個別指導等の支援、保育補助等を行いました。	当初計画どおり	引き続き、近隣大学の学生を中心に学生を募集するとともに、任用後は各学校での学力向上につながる支援を行います。	教育人事企画課
14	学びの未来応援学習講座	経済的困難を抱える家庭の中学校3年生を対象に進路選択に資するため、学習講座を開催し基礎的学力の定着を図ります。	98	令和4年度は、毎週木曜日(7月～2月)に港区立白金台区民協働スペースを会場に、数学・英語の学習講座を実施しました。対象者170名のうち、24名が受講申し込みをしました。12月には通常講座とは別日に模擬試験を行いました。	当初計画どおり	引き続き、中学校3年生の進路実現の支援を目的として、中学校3年生の要保護・準要保護の世帯を対象に、学びの未来応援学習講座を7月に開講します。	教育人事企画課

(2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R5年3月末時点)	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
1	保健師活動	保健師は、乳幼児から高齢者までの区民が、より健康であらゆる健康問題に対して人々の持っている力を引き出し、自ら問題解決できるよう継続的に活動しています。 個別の支援活動：家庭訪問、窓口相談、電話相談等を行っています。 健康診査等を通じての保健指導：乳幼児健康診査で健康相談を行っています。 地域における活動：母子保健活動や地域の健康の向上を目指す活動を行っています。	99	家庭訪問、窓口相談、電話相談により、区民の抱える健康問題の解決、支援を行いました。 乳幼児健康診査や各種相談事業で健康相談を行うとともに、母子保健活動や地域の健康の向上を目指す活動を行いました。	当初計画どおり	引き続き、乳幼児から高齢者までの区民が、より健康であらゆる健康問題に対して人々の持っている力を引き出し、自ら問題解決できるよう継続的な支援を行います。	各地区総合支所区民課
2	高輪ほっといきいき子育て支援事業	就学前の乳幼児をもつ保護者に対して、育児相談や交流会を実施します。地域の身近な場所で保健師、助産師、栄養士等の専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の中で仲間作りや保護者同士の交流を促進し、保護者の持つ力を高めます。	99	助産師等によるミニ講座や情報交換を通じて、身近な地域で保護者の友達づくりや交流の場を提供し、育児不安の軽減と保護者自身の育児力を高めました。 年33回実施、延人数302人 年36回実施予定でしたが、台風による中止や予約者なしのことあったため、中止となるのが3回ありました。	当初計画どおり	引き続き、身近な地域で親同士の交流や育児相談ができることで、親自身の育児力を高め、安心して子育てができるように支援します。年36回開催予定。	高輪地区総合支所区民課
3	芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト	保健師・助産師・管理栄養士・臨床心理士からなるプロジェクトチームが、身近な地域の児童施設等を会場として、子育てに関するノウハウの提供や家庭環境に応じた個別相談に応じるなど、子育てに関する様々な不安や悩みを解消するとともに、孤立しがちな保護者自身が抱える心のケアを図ります。	99	子育て中の保護者が地域で孤立せず、子育て中の不安が解消、緩和できるよう芝浦港南地区の児童施設等と連携し、専門職（保健師、助産師、管理栄養士、臨床心理士）による継続、育児相談、保護者同士の交流会を実施します。 【令和4年度実績】 ・子育てあんしん相談 93回 延べ986組994人参加 ・かるがもくらぶ 24回 延べ188組376人参加	当初計画どおり	令和4年度に拡充した内容を令和5年度も継続して実施し、事業をより多くの芝浦港南地区の子育て中の保護者に知っていただけるようPRに努め、計画目標値である事業参加者4,800人（令和8年度末）となるよう取り組みます。 専門職や施設職員等によるきめ細やかな対応により、早期かつ継続的に支援を実施し、子育て中の保護者が地域で孤立せず、安心して子育てができる環境づくりを推進します。	芝浦港南地区総合支所区民課
4	民生委員・児童委員・保護司活動への支援	民生委員・児童委員に自主的な研修や子育て支援事業たんぼぼクラブに活動費や場所を提供します。保護司会による更生保護青少年相談事業への支援を行います。	99	民生委員・児童委員の子育て支援部会・児童福祉部会・主任児童委員部会において、子ども・子育てに関する研修を実施しました。また、民生・児童委員協議会による子育て支援事業たんぼぼクラブ及び保護司会による更生保護青少年相談を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、地域福祉の向上に向けて、民生委員・児童委員や保護司会への支援を行います。	保健福祉課
5	コミュニティバス乗車券発行	高齢者、障害者、妊産婦、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行して乗車運賃を助成します。	100	令和2年4月から妊産婦用の港区コミュニティバス無料乗車券で家族（子どもの父、祖父母、兄弟）まで拡大し、家族のうち乗車券に記載された人が、1回の利用につき1人まで無料としています。 高齢者、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持者、東京都難病等医療費助成受給者、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行しています。	当初計画どおり	令和5年4月1日から、妊産婦用の港区コミュニティバス乗車券で、1回の利用につき、2人まで無料になります。 引き続き、高齢者、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持者、東京都難病等医療費助成受給者、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行します。	高齢者支援課 障害者福祉課 生活福祉調整課 子ども若者支援課
6	障害者住宅	区民向け住宅（区営住宅、特定公共賃貸住宅、区立住宅）の住宅使用料については、婚姻歴のないひとり親世帯であって、児童扶養手当の受給者の場合、寡婦（寡夫）控除の適用があるとみなして住宅使用料を算定します。	100	令和5年3月末時点で、対象者はいません。	当初計画どおり	今後、障害者住宅の入居者が対象となった場合は、事業内容のとおり対応します。	障害者福祉課

(2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R5年3月末時点)	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
7	こども療育事業 (こども療育パオ)	心身に障害のある、またはその傾向にある乳幼児・児童を対象に、通園、指導等の適切な療育を行うことにより、心身の豊かな成長を促し、日常生活に必要な能力を育成します。	100	令和2年4月に児童発達支援センターぱおを開設し、地域療育の中核施設として、総合相談(児童福祉法のサービス外の区単独事業)及び児童福祉法のサービス内の障害児通所支援事業を実施しています。 総合相談件数(未就学児): 1,648件 総合相談件数(学齢児及び18歳未満): 501件 利用定員: 児童発達支援82名/日、放課後等デイサービス10名/日 登録者数: 児童発達支援528名、放課後等デイサービス52名、保育所等訪問支援10名、居宅訪問型児童発達支援3名	当初計画どおり	子どもの発達に不安のある保護者を、早期に相談・支援につなげるために、相談者のニーズに合わせて相談に対応できる体制を構築します。 また、総合相談の新規事業として保護者が障害や発達について気軽に相談できるよう、親子で参加することができるアウトリーチ型の「出張相談・親子サロン」を実施します。 その他事業についても、引き続き地域療育の中核施設として、障害児やその家族を支援します。	障害者福祉課
8	発達支援センター事業	生涯を通じて継続した支援を行うことにより、発達障害児・者、発達に支援を必要とする人及びその家族等の自立と社会参加の促進を図ります。	100	区立障害保健福祉センター内の発達障害者支援室において、大人の発達障害の相談・居場所支援・家族会・講習会を実施しました。 発達障害者支援室相談件数: 延べ1,500件 講習会開催回数: 3回	当初計画どおり	引き続き、区立障害保健福祉センター内の発達障害者支援室において、大人の発達障害の相談・居場所支援・家族会・講習会を実施し、生涯を通じて継続した支援を行います。	障害者福祉課
9	障害者虐待防止・養護者支援事業	障害者に対する虐待の防止及び早期発見を図るため、障害者本人や家族等からの相談を受けるとともに、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待に関する知識の普及・啓発を行い、障害者及びその家族が安心して生活できるような地域環境の整備を行います。また、保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図り、障害者の保護者及び自立のための支援や養護者に対する支援を行います。	100	障害者の虐待相談ダイヤルや支援者からの相談に応じ、子ども家庭支援センターや各関係機関と連携を図り、虐待の相談者への支援や養護者に対する支援を実施しました。 また、個別の相談事案に対し、支援の方向性や方針を話し合うため、関係機関とともに個別支援会議を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、障害者の虐待相談ダイヤルや支援者からの相談に応じ、子ども家庭支援センターや各関係機関と連携を図り、虐待の相談者への支援や養護者に対する支援を実施します。 また、各関係機関と連携を強化し、虐待の防止や早期発見、早期対応に努めます。	障害者福祉課
10	生活保護受給者等メンタルケア支援事業	精神疾患等を有する生活保護受給者に対して、精神保健福祉士が様々な支援を実施します。	100	ケースワーカー、相談員、嘱託医等と連携し、生活保護受給中及び生活保護相談中の57人に対して支援しました。	当初計画どおり	令和4年度と同様に自立に向けた個別支援を行います。	生活福祉調整課
11	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮世帯に対して、失業等による経済的な問題と合わせ、生活上の悩み、家族の問題、健康上の悩みなどの課題を、相談支援員が寄り添いながら一緒に問題解決を図ります。	100	個々の状態にあった支援計画を作成し支援しました。令和4年度は446人の相談受付をしました。	当初計画どおり	令和4年度と同様に、自立までを包括的・継続的に支援します。	生活福祉調整課
12	家計改善支援事業	生活困窮世帯に対し、家計の管理や債務整理、滞納等に関する助言や情報提供、関係機関の紹介や同行などを行います。	100	専門の相談員や就労支援員などによる支援を実施しました。令和4年度は6人に対して支援を実施しました。	当初計画どおり	令和4年度と同様に、本人の状況に応じて必要な支援を行います。	生活福祉調整課
13	こんには赤ちゃん訪問事業 (妊産婦訪問事業を含む)	新産婦や新生児、乳幼児に対して、支所保健師や委託した助産師が家庭訪問し、乳児に発育状況や母親の健康状態の確認、栄養・生活環境の相談、子育て情報の提供等を実施します。	101	妊娠届出時や母親学級、両親学級に加えて、妊婦全数面接(みなどプレママ応援事業)で対面でこんには赤ちゃん訪問事業の周知と活用の勧奨を図りました。併せて、医療機関との連携により、訪問数の増加に務めました。 様々な広報活動を行いました。コロナが長引く中、妊婦訪問11件、新生児訪問1,634件、ママの健康相談60件の実施と、令和3年度よりやや訪問件数は減少しました。	当初計画どおり	引き続き、妊娠届出時や母親学級・両親学級に加えて、妊婦全数面接(みなどプレママ応援事業)で対面によるこんには赤ちゃん訪問事業の周知と活用の勧奨を行うとともに、医療機関との連携により、訪問数の増加を目指します。地区担当保健師が保健所に兼務で配属されたことに伴い、妊娠期から産後まで、母子の心身状態に応じた適切一貫した支援を実施できるように取り組みます。	健康推進課

(2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
14	はじめての離乳食教室	5か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の作り方、子どもの成長に伴う食の考え方、保護者の健全な食生活のあり方等について調理実演、講義を交えた講習会を開催します。	101	5か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の作り方、子どもの成長に伴う食の考え方、保護者の健全な食生活のあり方等講義形式で開催しました。	当初計画どおり	令和4年度と同様に予約制で実施予定です。	健康推進課
15	育成医療	障害のある児童に対して、専門的かつ適切な医療を実施し、療育に必要な給付を行います。また、医療、療育に関する負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることが出来る環境の整備を図ります。	101	令和4年度は2件の申請で1件を認定しました。	当初計画どおり	令和4年度と同様に身体に障害のある児童に対して日常生活に必要な能力を得るために必要な医療の給付を行います。	健康推進課
16	小児慢性特定疾病医療費助成	慢性疾患に罹っていることにより、長期にわたる療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療法に関する研究などに資する医療の給付、その他の事業を行います。	101	令和4年度は89件の申請（保険変更等は含まず）がありました。	当初計画どおり	令和4年度と同様に心疾患、膠原病など小児慢性疾患のための保険医療費の自己負担分の助成を行います。	健康推進課
17	精神保健福祉事業	こころの病気や精神的な問題を抱える人及び、その家族に対する相談・助言を行っています。 精神科医による相談：月4回 面接又は訪問による相談を実施しています（予約制） 保健師による相談：随時電話、面接等を実施しています。また必要に応じて、各地区総合支所の保健師による訪問を行っています。	101	こころの病気や認知症の早期発見・早期治療・対応の仕方等について家族からの相談対応しました。 ・精神科医師による相談（41回） 延相談件数82件、延訪問件数2件 ・保健師による相談（随時） 相談延件数9,379件 訪問延件数752件	当初計画どおり	毎月4回精神科医による相談を開催し、必要な支援につなげます。また随時保健師による電話や面接相談を行い、継続相談が必要な場合は、各地区総合支所の保健師等と連携し支援します。	健康推進課
18	乳幼児健康診査	乳幼児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健康を保持します。毎月健診日を定め健診を行い、必要な人に対し経過観察児健診や専門医療機関の受診を勧奨します。また、育児不安の軽減や虐待防止のための育児相談を実施しています。発達障害児の早期発見・支援のため、スクリーニングを実施しています。	101	乳幼児健康診査の受診率は、3・4か月健康診査（医療機託）92.7%、1歳6か月児健康診査（内科健診を医療機関委託）88.3%、3歳児健康診査（直営実施。11月から隔月土曜日開催試行。特別な事情により医療機関実施の償還払い体制整備。）84.8%でした。 各健診にて必要に経過観察児健診や医療機関の受診を勧奨しました。また、育児不安や虐待防止にむけた育児相談を実施し、併せて健診で発達障害のスクリーニングを行い、必要なサービスにつなげました。 3歳児健康診査については、11月から隔月土曜日開催を試行で開始しました。	当初計画以上	令和4年度に引き続き、乳幼児健康診査を実施するとともに、特に3歳児健診の受診率の向上のため、午前中の健診と各月土曜日開催の試行を継続するなど、区民が受診しやすい工夫を継続して行います。	健康推進課
19	すこやかちゃんフッ素塗布事業（乳幼児歯科健診）	年度内に満4・5・6歳の誕生日を迎える児童を対象に受診券を送付し、フッ素塗布・歯科健診・歯科保健指導を行います。	101	令和4年度の受診者数は、1,988人でした。	当初計画どおり	前年度同様、歯科医師会に委託し、むし歯の好発年齢である4、5、6歳児に対して健診を実施します。	健康推進課
20	妊婦健康診査	母子健康手帳とともに、妊婦健診費等の一部を助成する受診券（妊婦健康診査14回、超音波健康診査2回）を交付します。また健康診査の結果、精密検査が必要な人に対して、保健医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。	102	令和4年度妊婦健診の受診数は、1回目2,478回、2回目以降25,380回となっています。	当初計画どおり	前年度同様に医療機関に委託して、妊婦健康診査を実施し、都外医療機関で受診した妊婦健診の一部助成及び、令和3年度より開始した多胎児妊婦の健診回数拡充を継続します。また、妊婦超音波検査の一部助成について、現行の2回から4回へ拡充する予定です。	健康推進課
21	養育医療	未熟児は一般の新生児に比べて機能が未熟であり、疾病にも罹りやすく、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があります。そのため、養育に必要な費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることが出来る環境の整備を図ります。	102	令和4年度は42件の申請（住所変更等は含まず）がありました。	当初計画どおり	令和4年度と同様に未熟児で指定養育医療機関の医師が入院を必要と認めた乳児（1歳未満）に対し、入院医療費等の助成を行います。	健康推進課

(2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R5年3月末時点)	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
22	療育給付	結核に罹っている児童に対して、専門的かつ適切な医療を実施し、療育に必要な給付を行います。また医療、療育に関する負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることの出来る環境の整備を図ります。	102	令和4年度の申請はありませんでした。	当初計画どおり	引き続き、結核に罹って入院している児童に対して、専門の医療の給付と入院期間に必要な日用品、学用品の給付を行います。	健康推進課
23	新生児聴覚検査の費用助成	新生児聴覚検査の費用の一部助成をする受診票を交付します。新生児聴覚検査で精密健康診査を要すると判断された場合は、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票（新生児聴覚用）」を交付します。	102	新生児聴覚検査を実施し、聴覚障害の早期発見及び早期療育を図りました。令和4年度新生児聴覚検査の受診数は、2,008件でした。	当初計画どおり	令和4年度同様に医療機関に委託して、新生児聴覚検査を実施し、都外医療機関で受診した新生児聴覚検査の一部助成も継続します。	健康推進課
24	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	ひとり親家庭において、一時的な傷病などで育児や家事等の日常生活に支障がある場合にヘルパーを派遣します。	102	令和3年から1か月あたりの利用回数制限の撤廃や派遣依頼方法を事業者直接向けできる方法に変更するなど、見直しを行い実施しました。	当初計画どおり	令和4年度の利用実績を踏まえ、ひとり親家庭の父または母への家事援助・育児援助サービスを実施します。	子ども家庭支援センター
25	母子生活支援施設	配偶者がいない女性で、その養育している児童が生活上の問題を抱えているなどの理由で十分な養育が出来ない場合、居室の提供及び母子指導員による生活指導等を行います。	102	令和3年4月に開設した区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」において、様々な事情により養育が困難となった母子を保護しました。	当初計画どおり	引き続き、区立母子生活支援施設「メゾン・ド・あじさい」において、様々な事情により養育が困難となった母子を保護し、自立に向けた支援に取り組みます。	子ども家庭支援センター
26	親子ふれあい助成事業	ひとり親家庭または区で定めた基準所得内の両親家庭の親子を対象にレクリエーションにふさわしい日帰り施設を指定し、低額な料金で利用できることにより、子どもの心の成長を促し、児童の健全育成を図ります。	102	令和2年度末で廃止利用実績や施策の目的を実現する手段として十分機能していない現状を踏まえ廃止しました。令和2年度事務事業評価「廃止」。	廃止	-	子ども家庭支援センター
27	家庭相談センター事業 (母子・父子福祉相談、女性相談)	母子・父子自立支援員を配置し、自立に努める母子・父子家庭の母親・父親・寡婦を援助します。	102	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）における女性福祉相談・家庭相談を、子ども家庭支援センターの相談業務に統合し、ワンストップで総合的に支援できる体制を整備しました。相談員が自立に努める母子家庭等のDV相談など困難な問題を抱える家庭の相談に対応しました。	当初計画どおり	配偶者からの暴力の相談、緊急時における安全の確保、自立生活促進のための情報提供や援助など、引き続き、母子・父子家庭の援助に取り組みます。	子ども家庭支援センター
28	母子等緊急一時保護事業	緊急に保護を必要とする母子及び女性等が適切な施設に入所できない場合、指定施設で一時的な保護を行います。	103	DV被害者等の母子の安全を図り、自立を支援するため、緊急一時保護を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、DV被害者等の母子の安全を図り、自立を支援するため、緊急一時保護に取り組みます。	子ども家庭支援センター
29	児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ (学童クラブを含む)	児童の健全な育成を図るため、主として18歳未満の児童が自由に来館できる施設です。また、施設内に学童クラブが併設されています。	103	児童館・飯倉学童クラブ（5施設）、子ども中高生プラザ（6施設）、児童高齢交流プラザ（1施設）において、新型コロナウイルス感染症の感染対策を取りながら、児童が自由に過ごすほか、専任の指導員により、様々な行事や各種グループ活動を実施しました。施設内学童クラブは、合計1,287人の定員を設け、3月末で1,203人が入会しています。	当初計画どおり	引き続き、18歳未満の児童が自由に来館し、過ごせる場を提供していきます。施設内学童クラブも運営を継続します。	子ども若者支援課

(2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R5年3月末時点)	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
30	放課GO→クラブ・学童クラブ	放課後等に学校施設を活用し学習、スポーツ、遊びなどの活動を行います。また、学校施設や民間ビル等を活用し保護者が就労等の理由で保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供します。	103	放課GO→クラブ(17施設)、学童クラブ専門館(8施設)で、合計2,146人の学童クラブ定員を設け、3月末で1,895人が入会しています。3月末で三光学童クラブを廃止します。放課GO→クラブあかさかで学童クラブの定員を40人から54人に拡大しました。	当初計画以上	三光学童クラブ(定員160人)の廃止に伴い、4月に神応学童クラブ(定員170人)を開設します。放課GO→クラブあかばねは、赤羽小学校の改築に伴い定員を30人から77人に拡大します。これにより、放課GO→クラブ(17施設)と学童クラブ専門館(8施設)で、合計2,203人となります。	子ども若者支援課
31	子ども110番	子どもが不審者等から追いかけられた場合に、子ども110番協力が子どもを保護し、警察や保護者に通報します。	103	区有施設等を含め、合計1,198軒が子ども110番協力者となりました。	当初計画どおり	引き続き、子ども110番協力を募り、子どもの安全対策を行います。	子ども若者支援課
32	みなとキャンプ村	青少年対策地区委員会と区の共催で、夏休みにキャンプを行います。	103	例年、山梨県小菅村平山キャンプ場で5地区ごとに2泊3日の宿泊キャンプを実施していましたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。	未実施	4年ぶりに開催する予定であり、青少年対策地区委員会と連携しながら準備を進めます。	子ども若者支援課
33	ひきこもり対策	東京都の「ひきこもりサポートネット事業」及び関係課と連携し、ひきこもり相談に対応します。また、保健所と共催で、ひきこもりに関する「子ども・若者講演会」を開催します。	103	港区生活・就労支援センターでひきこもり相談に対応するとともに、東京都の「ひきこもりサポートネット事業」を必要方には紹介し、保健所と連携して相談対応を行っています。ひきこもり実態調査の実施に向けた準備会を立ち上げ関係課と検討を進めました。	当初計画どおり	引き続き、関係課と連携してひきこもり相談に対応してまいります。また、ひきこもり実態調査を実施します。	生活福祉調整課 子ども若者支援課
34	障害児夏季休業日支援	保護者の就労等により家庭で保護を受けられない障害児を対象に、児童館等において、夏季休業日等に適切な遊び及び生活の場を提供します。	103	港区在住または港区内中学校・高等学校に在籍する障害児を対象に、夏季休業日等に児童館等の児童施設において、利用時間を拡大して児童を受け入れました。	当初計画どおり	引き続き、夏季休業日等に児童館等の児童施設において、適切な遊び及び生活の場を提供してまいります。	子ども若者支援課
35	子どもの居場所づくりチャレンジ事業	各子ども中高生プラザ及び児童高齢者交流プラザにおいて、協働と参画により、それぞれの施設が従来の子どもの遊びと生活の場の提供から一歩踏み出した事業を実施します。	103	令和元年度の事務事業評価で、子ども中高生プラザ等の本来業務との違いが分からない等の理由により指定管理業務と統合しました。	当初計画どおり	—	子ども若者支援課
36	青少年問題協議会	青少年問題に対処するために設置された区長の付属機関として「港区青少年健全育成活動方針」を策定するとともに、関係機関と地域活動組織等の連絡調整を行います。	103	区内青少年団体等の「港区青少年健全育成活動方針」に係る意見を集約し、新たに「港区青少年健全育成活動方針」を策定しました。幹事会12月19日、協議会1月26日開催。活動方針リーフレットを区立小・中学校、幼稚園、保育園、学童クラブ等に配布しました。	当初計画どおり	引き続き、「港区青少年健全育成活動方針」を策定するとともに、関係機関と地域活動組織等の連絡調整を行ってまいります。	子ども若者支援課
37	青少年対策地区委員会活動支援	区立中学校区域ごとに設置され、地域における青少年対策の推進母体である青少年対策地区委員会の活動を支援します。	103	青少年対策地区委員会の活動を支援するための補助金を10地区全てに交付しました。	当初計画どおり	引き続き、補助金の交付により青少年対策地区委員会の活動を支援します。	子ども若者支援課

(2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R5年3月末時点)	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
38	子ども会活動助成	港区子ども会連合会に加盟する子ども会に指導者謝礼を助成し、年1回の子ども会連合会統一事業を共催で開催します。	103	・加盟子ども会：3団体 ・子ども会連合会統一事業 11月14日(日)開催 協力団体：4団体(消防少年団、御成門地区委員会、神明子ども中高生プラザ、放課GO→クラブおなりもん) 合計参加者：277人	当初計画どおり	引き続き、子ども会に指導者謝礼を助成し、年1回の子ども会連合会統一事業を共催で開催していきます。	子ども若者支援課
39	保育園 (認定こども園、地域型保育事業、港区保育室、認証保育所を含む)	保護者が仕事や病気など、保育の必要性に応じた認定を受けたとき、保護者に代わって児童を保育します。	104	令和4年度(分園含む) 区立認可保育園21園、区立認定こども園1園、私立認可保育園61園、地域型保育事業11か所、保育室11か所、認証保育所18か所	当初計画どおり	令和5年度(分園含む) 区立認可保育園22園、区立認定こども園1園、私立認可保育園62園、地域型保育事業10か所、保育室11か所、認証保育所17か所	保育課
40	病児・病後児保育	乳幼児が病気の回復期にあるため、集団保育の困難な期間、病児・病後児保育室において一時保育します。	104	令和4年度病児・病後児保育室の利用実績は、3,670人でした。訪問型病児・病後児保育利用助成は、126件の申請がありました。	当初計画どおり	今後は、予約システムなどの利用を継続し、病児・病後児保育室の利用を引き続き促進します。訪問型病児・病後児保育利用助成についても、保護者の経済的な負担軽減を図ります。	保育課
41	一時保育	在宅で育児をしている方が、仕事、出産等やむを得ない場合またはリフレッシュしたいときなど、一時的に保育します。	104	在宅の子育て支援策として、専業主婦家庭等の育児疲れ解消や断続的な勤務・短時間勤務等に対応するための一時保育を実施しました。令和4年度は4,788名利用しました。	当初計画どおり	引き続き、一時保育について利用案内を推進するとともに、利用件数の多い施設に対してはキャッシュレス化を進めて利便性の向上に努めます。	保育課
42	在宅子育て家庭への支援	在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育ての情報を提供するとともに、「園庭解放」、「保育園であそぼう」などの事業を実施します。	104	令和4年の「保育園であそぼう」の利用者は831人となっています。	当初計画どおり	引き続き、「保育園であそぼう」や「園庭開放」を通して、親子で遊ぶ場や育児情報の提供をするとともに育児相談に応じ、在宅子育て家庭の育児不安の解消を図ります。	子ども政策課
43	居宅訪問型保育事業 (障害児訪問事業)	医療的ケアが必要で傷害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難である幼児の居宅において、1対1の保育を行います。	104	令和4年度の利用者は6名となっています。	当初計画どおり	今後は、医療的ケアが必要な園児が障害、疾病の程度に応じて安心して保育を受けられるよう事業者に働きかけていきます。	保育課
44	子ども家庭支援センター事業	子どもと子育てに関する総合相談、子育て講座の開催、子育てサークル等の支援を行います。	104	専門相談への相談件数は、心理士相談が1,487件、保健師相談が330件ありました。 令和4年度から委託事業となった「親子ふれあいひろば」では、スタッフや子育て・まちづくり支援プロデューサーが中心となり、親子参加型のプログラムを毎日実施しました。	当初計画どおり	親子ふれあいひろばの地域交流室(カフェ)を土日も営業します。	子ども家庭支援センター
45	養育支援訪問事業	養育の支援が必要と判断した世帯に対して、養育に関する専門的な指導及び助言に基づき、必要な支援を行います。	104	養育支援訪問事業は8家庭、108回の利用がありました。うち、食事支援は0回の利用でした。	当初計画どおり	引き続き、児童虐待の未然防止や早期対応を図れるようにします	子ども家庭支援センター
46	要保護児童対策地域協議会事業	児童に関する地域の様々な関係機関が連携し、ネットワークを構築することで児童虐待の未然防止や要保護児童等の早期発見及び適切な支援を図ります。また、児童虐待防止等の啓発活動を実施するなど、児童虐待対策を推進します。	104	関係機関との連携強化に向け、要保護児童対策地域協議会代表者会議を1回、実務者会議を1回、個別ケース会議を73件実施しました。 子どもを守る地域ネットワーク巡回事業では、公立・私立認可保育園、公立・私立幼稚園、公立小中学校、児童館等の218か所を延べ354回訪問しました。	当初計画どおり	港区児童相談所や、関係機関との連携強化に向け、要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議を開催し、適宜個別ケース会議を実施します。また、子ども家庭支援センターの職員が関係機関を訪問し、直接、課題や不安を抱える家庭の情報を収集します。	子ども家庭支援センター

(2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R5年3月末時点)	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
47	ソーシャルワーク業務 (要保護児童等の相談、支援)	児童虐待をはじめとする要保護児童等に関する相談・通告を受け、子どもの安全確認や調査を迅速に行い、対応します。関係機関との情報共有や、子どもとの面接、家庭訪問などにより、養育状況を把握し、必要な支援につなげます。また、要保護・要支援家庭の保護者に対し、医療機関と連携した保護者支援プログラムを実施し、より専門的に支援します。	104	令和4年度新規相談受理件数は、1,791件。その内、被虐待相談件数は、867件でした。令和3年度から、虐待の相談・通告は受付後、児童相談所とともに、全ケースのリスク評価を実施し、対応機関を決定し、子どもの安全確認や調査を迅速に行っています。関係機関との情報共有や、保護者、子どもとの面接、家庭訪問などにより、養育状況を把握し、必要な支援につなげています。	当初計画どおり	児童虐待をはじめとする要保護児童等に関する相談・通告を受け、子どもの安全確認や調査を迅速に行い、養育状況を把握し、必要な支援につなげます。要保護・要支援家庭の保護者に対し、医療機関と連携した保護者支援プログラム等を実施するなど、児童の養育が困難な要支援家庭等への支援策を充実させることで、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども家庭支援センター
48	子育てコーディネーター事業	区内在住の児童及びその保護者、妊婦を対象に、子育てや子どもの成長発達に関する悩みや不安に寄り添い、相談・支援を行い、適切な専門機関や行政サービスにつなげます。	104	令和4年度は2,771件の相談があり、相談の多くは「育児・しつけ」「保健・健康」などに関わる内容でした。	当初計画どおり	引き続き、区内在住の児童及びその保護者、妊婦を対象に、子育てや子どもの成長発達に関する悩みや不安に寄り添い、相談・支援を行い、適切な専門機関や行政サービスにつなげます。	子ども家庭支援センター
49	子ども相談ねっと事業	区内在住の児童を対象に、スマートフォン・携帯電話・パソコンを使って、困りごとや不安、悩みを24時間受け付け、原則2、3日以内(遅くとも1週間以内)に回答します。	105	令和4年度の相談数は新規相談者数31人、やりとり回数231回、総登録者数153人でした。相談内容は「家族関係」「心の悩み」が多く、学年別で見ると小学5年生から中学2年生が中心となっています。	当初計画どおり	相談の回答では、やり取りを繰り返す中で子どもに寄り添い、悩みに共感し、いくつかのアドバイスを投げかけ、子ども自身で答えを探してもらえよう、子ども達が悩みを乗り越えていく応援をしています。	子ども家庭支援センター
50	育児サポート事業 (育児サポート子むすび)	0歳から小学6年生までの児童の育児支援が必要な人と育児の協力をする人をマッチングし、子育て支援をおこないます。	105	依頼会員は746人、提供会員は122人、活動件数は2,865件でした。	当初計画どおり	引き続き、子育て支援員研修と連携し、提供会員を増やし、育児支援と育児協力のマッチングを推奨します。	子ども家庭支援センター
51	子育てひろば・乳幼児一時預かり	地域の子育て家庭の親とその子どもが集える場所を提供し、相互交流の促進や育児不安等に関する相談、援助を行います。また、理由を問わず乳幼児を一時的に預かります。	105	令和4年5月から、あっぱい港南四丁目において、乳幼児一時預かりを開始しました。子育てひろばあっぱいの令和4年度のひろば利用者数は57,203人、乳幼児一時預かり利用者数は31,386人でした。	当初計画以上	乳幼児一時預かり予約の簡便化を図るため、LINEによる予約を開始します。	子ども家庭支援センター
52	みなと子育てサポートハウス事業	子育てひろば事業や一時預かり事業、様々な子育て講座、子育て関連情報の提供などを実施します。また、子育てを支援する人材を育成し、地域における子育て家庭の交流を支援します。	105	子育てひろば事業は13,440名、一時預かり事業は4,765名が利用しました。	当初計画どおり	引き続き、子育てひろば事業、一時預かり事業等の各事業を実施するほか、施設に親子が集えるカフェを併設します	子ども家庭支援センター
53	派遣型一時保育	保護者の事情により、一時的に保育が必要となる場合等に、児童の自宅等に保育者(子育て支援員)を派遣して保育を行います。	105	令和4年度は11,794件の利用がありました。	当初計画どおり	引き続き、子育て支援員を育成し、一時的に保育が必要となる保護者へ一時保育を提供します。	子ども家庭支援センター
54	みなと子育て応援プラザ(Pokke)	さまざまな子育てに関するニーズに対応するため、子育てひろば事業や一時預かり事業の実施のほか、生後6か月から15歳(中学3年生)までの子どもを夜間に預かるトワイライトステイ事業、生後10か月から15歳(中学校3年生)までの子どもを宿泊を伴い預かるショートステイ事業を実施します。また、特に支援が必要な要支援家庭を対象に、最長14日間のショートステイ事業を実施します。	105	子育てひろば事業は17,859名、一時預かり事業は5,068名が利用したほか、ショートステイ事業は1,137名、トワイライトステイ事業は907名の利用がありました。	当初計画どおり	引き続き、子育てひろば事業、一時預かり事業等の各事業を実施していきます。	子ども家庭支援センター

(2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R5年3月末時点)	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
55	みなと保育サポート事業	パートタイム、育児短時間勤務等、家庭における保育が困難となる児童を対象として、1日8時間以内で、1か月160時間を上限に必要な保育を実施します。	105	区内5か所で事業を実施しました。定期利用保育は延べ11,889人、スポット利用保育は延べ1,815人の利用がありました。	当初計画どおり	引き続き、区内5か所でみなと保育サポート事業を実施します。	子ども家庭支援センター
56	出産・子育て応援メール配信事業	区内在住の妊婦と家族、3歳未満の乳幼児の家族等を対象に、妊娠・出産・子育てに関する情報と区の情報を定期的にメールで配信します。	105	令和5年3月末時点の登録アドレスは、妊娠期は2,990件、出産後は5,140件、合計8,130件でした。	当初計画どおり	引き続き、出産・子育て応援メール配信事業を実施します。	子ども家庭支援センター
57	乳幼児ショートステイ事業	保護者が疾病や出産・仕事・家族の介護等により、乳幼児を養育することが困難な場合に、児童福祉施設で、短期間(7日間)宿泊を伴う養育を行います。	105	新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じつつ、引き続き区内3か所で事業を実施しました。区内3か所でショートステイ事業を実施し、1,662日の利用がありました。	当初計画どおり	新型コロナウイルスが5類となり、健康管理表の提出を廃止します。	子ども家庭支援センター
58	親支援プログラム	ファシリテーターとともに、少人数の保護者のグループの中で自らの子育てを振り返りながら、安心して子育てができる方法を考える講座を実施しています。	106	令和4年度は、子ども中高生プラザか所と子ども家庭支援センターで、未就学児の保護者を対象に親支援プログラムを実施しました。	当初計画どおり	子ども中高生プラザ等区内の子育て支援施設7か所で、未就学児の保護者を対象に、親支援プログラム(ノーバディーズ・パーフェクト又はポジティブ・ディシプリン)を実施します。	子ども家庭支援センター
59	産前産後家事・育児支援事業	区内在住の妊娠中又は出産直後に日常生活にお困りの家庭に対して、ホームヘルパー又は母子専門の支援員「産後ドゥーラ」が訪問し、家事又は育児支援を行います。	106	令和4年11月から、対象者を3歳誕生日の前日までに拡充しました。令和4年度は延13,365時間の利用がありました。	当初計画以上	利用申請の簡便化を図るため、LINEによる利用登録申請を開始します。	子ども家庭支援センター
60	産後要支援母子ショートステイ	出産直後に、家族等から母体の回復及び育児に係る援助を受けることができない等の理由により、体調不良や子育てに対して強い不安や孤立感を抱えるなど特に支援を要する母子に対して、病院、助産院等に宿泊して、母体及び乳児のケア、授乳指導、育児相談等の支援を行います。	106	児童の養育が困難な要支援家庭(母子)2組に対して、産後要支援母子ショートステイ事業を実施しました。	当初計画どおり	児童の養育が困難な要支援家庭に対して、産後要支援母子ショートステイ事業を通じた支援を行い、母子間のかかわりや養育環境を調整し、児童虐待の未然の防止を図ります。	子ども家庭支援センター
61	港区地域こぞって子育て懇談会	港区の子育て・子育て環境向上のため、子育て当事者と子育て支援者、学生等がともにネットワークを作り、多様な課題提起と対話の場を提供します。	106	令和4年度から、これまでに構築した子育て支援団体同士のネットワークを活かしつつ、中学生や高校生、子育て中の人など区民の参加者を多く募り、子ども・おとな・地域を中心とした会話交流を通して、新たな子ども・子育ての発見ができる場を目指して、「令和4年度港区子ども・おとな・地域みなトーク事業」を令和5年1月28日に実施しました。	当初計画どおり	定期的な交流の場「おしゃべりタイム」を予定しています。	子ども家庭支援センター

(2) 生活環境の安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R5年3月末時点)	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
62	区民向け住宅使用料算定時の寡婦控除のみなし適用	区民向け住宅（区営住宅、特定公共賃貸住宅、区立住宅）の住宅使用料について、婚姻歴のないひとり親世帯であって、児童扶養手当の受給者の場合、寡婦（寡夫）控除の適用があるとみなして住宅使用料を算定します。	106	区民向け住宅（区営住宅、特定公共賃貸住宅、区立住宅）の住宅使用料について、婚姻歴のないひとり親世帯であって、児童扶養手当の受給者の場合、ひとり親控除の適用があるとみなして住宅使用料を算定しています。	当初計画どおり	区民向け住宅（区営住宅、特定公共賃貸住宅、区立住宅）の住宅使用料について、婚姻歴のないひとり親世帯であって、児童扶養手当の受給者の場合、ひとり親控除の適用があるとみなして住宅使用料を算定します。	住宅課
63	学びの未来応援家庭教育講座	子育てや家庭学習定着等に関する講座の開催により、家庭教育の啓発及び受講者同士の交流を図ることで児童・生徒の養育環境の改善を目指します。	106	令和4年1月28日に子ども家庭支援センター主催の「港区子ども・おとな地域みなトーク事業」に、教育委員会として保護者の参加を促し、学びの未来応援家庭教育講座としました。	当初計画どおり	引き続き、子ども家庭支援センターと連携し、家庭教育講座の充実を図ります。	教育人事企画課
64	学びの未来応援教員研修	支援を必要とする学力や親子関係、療育に課題を抱えた児童・生徒とその保護者の状況を的確に把握し、必要な支援を早期に実施できるよう教員を対象に研修を実施します。	106	「学びの未来応援教員研修」という名称ではありませんが、各小・中学校生活指導主任を対象とした生活指導主任会において、子ども家庭支援センター等との連携や、支援を必要とする学力や親子関係、療育に課題を抱えた児童・生徒とその保護者の状況を的確に把握の仕方等について研修を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、各小・中学校生活指導主任を対象とした生活指導主任会において、子ども家庭支援センターや児童相談所との連携や、支援を必要とする学力や親子関係、療育に課題を抱えた児童・生徒とその保護者の状況を的確に把握の仕方等について研修を実施します。	教育人事企画課
65	学びの未来応援ケース会議	学校で解決が図れない学力や家庭教育面で支援を必要とする対象児童・生徒について、教育心理学者、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等で構成する会議で解決方法を検討します。	106	令和4年度は、7月11日、12月19日、2月24日に実施しました。7月 2ケース、12月 3ケース、3月 3ケース 計8ケースについて協議し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣するなど改善を図りました。ケース会議の委員は、小児精神科医・弁護士・子ども家庭支援センター相談員・スクールソーシャルワーカー・教育指導担当課長の5名です。	当初計画どおり	引き続き、経済的問題や家庭環境等に様々な問題を抱える家庭についてのケース会議を実施し、対象児童・生徒及び家庭の抱える問題の改善を図ります。	教育人事企画課
66	小・中学校スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー事業	各小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、学校教育相談体制の充実を図るとともに、各学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣し、教育と福祉の両面から、不登校や虐待などの問題解決を図ります。	106	スクールカウンセラーを各小・中学校に週1日以上配置しました。令和4年度の配置の延べ日数は855日でした。スクールソーシャルワーカーを学校からの要請に応じて派遣しました。令和4年度の派遣件数は805件（30分を1件とします）でした。	当初計画どおり	引き続き、各小・中学校へ週1回以上スクールカウンセラーを配置し、各学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣を行います。また、令和5年度からは各小・中学校にスクールソーシャルワーカーを年間43日配置します。	教育人事企画課

(3) 経済的安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
1	女性のための再就職支援セミナー・就職面接会	ハローワーク品川と共催で、女性を対象とした再就職に向けてのセミナーと就職面接会を開催します。	107	女性のキャリア支援を専門とするコンサルタントを招き、再就職を目指す女性を対象に5日間の就職支援セミナーを実施しました。また、セミナーの最終回には、仕事と家庭の両立支援を掲げる企業による就職面接会を実施しました。	当初計画どおり	東京しごと財団及びハローワークと連携し、働きたい女性向けのセミナーを実施します。	産業振興課
2	障害児福祉手当	20歳未満で、常時介護（原則医師の診断書に基づき判定）を必要としている者に月額14,850円の手当を支給します。	107	20歳未満で、常時介護（原則医師の診断書に基づき判定）を必要としている者に月額14,850円の手当を支給します。	当初計画どおり	20歳未満で、常時介護（原則医師の診断書に基づき判定）を必要としている者に月額15,220円の手当を支給します。	障害者福祉課
3	心身障害者福祉手当	児童育成（障害）手当受給者以外で一定の障害の程度にある者及び難病医療費助成を受けている者に対し、受給事由に応じて15,500円、7,750円を支給します。	107	児童育成（障害）手当受給者以外で一定の障害の程度にある者及び難病医療費助成を受けている者に対し、受給事由に応じて15,500円、7,750円を支給します。	当初計画どおり	児童育成（障害）手当受給者以外で一定の障害の程度にある者及び難病医療費助成を受けている者に対し、受給事由に応じて15,500円、7,750円を支給します。	障害者福祉課
4	重度心身障害者手当	常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する知的障害、重度の身体及び知的障害、重度の肢体不自由の者に対し、月額60,000円の手当を支給します。	107	常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する知的障害、重度の身体及び知的障害、重度の肢体不自由の者に対し、月額60,000円の手当を支給します。	当初計画どおり	常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する知的障害、重度の身体及び知的障害、重度の肢体不自由の者に対し、月額60,000円の手当を支給します。	障害者福祉課
5	障害者総合支援法自己負担軽減事業	複数の障害サービス等の利用者に対し、利用者負担額の軽減を行います。	107	世帯における利用者負担額が基準額を超過した者に対して、申請に基づき、給付費を償還いたしました。支給実績：29件	当初計画どおり	引き続き、世帯における利用者負担額が基準額を超過した者に対して、申請に基づき、給付費を償還いたします。	障害者福祉課
6	生活保護事業（児童養育加算）	第一子及び第二子の3歳に満たない児童に対しては13,300円、3歳以上高等学校等修了前の者については10,000円、第三子以降は小学校修了前の児童は13,300円、小学校修了後高等学校等修了前の児童は10,000円支給されます。	107	現在は、児童一人に対して10,190円支給しています。子どもの人数に応じて、66人に対して支給しました。	当初計画どおり	令和4年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課
	生活保護事業（母子加算）	居宅基準として、児童1人は21,400円、2人の場合に2,800円加算され、3人以上の場合に1人増すごとに1,600円加算されます。	107	現在は、居宅基準として、児童1人は18,800円、2人の場合に4,800円加算され、3人以上の場合に1人増すごとに2,900円加算されています。子どもの人数に応じて、58人に対して支給しました。	当初計画どおり	令和4年度と同様に実施を予定しています。	生活福祉調整課
7	求人開拓事業	生活保護受給者に対して、職業紹介を行います。	107	求人開拓員を配置し、企業訪問等により求人の申し込みを獲得しました。求人件数は469件ありました。	当初計画どおり	令和4年度と同様に、就労につなげます。	生活福祉調整課
8	生活保護受給者への就労支援事業	生活保護受給者に対して、就労支援員が就労に関する様々な支援を行います。	107	生活保護受給中及び生活保護相談中の192人に対して支援し、51人が就労しました。	当初計画どおり	令和4年度と同様に、経済的な自立と社会参加を促進します。	生活福祉調整課
9	生活保護受給者への就労準備支援事業	就労に対する不安が大きかったり、他人とのコミュニケーションが苦手なためすぐに一般就労に就くことが難しいと見込まれる生活保護受給者に対して、生活習慣の改善や社会参加能力の向上などを図る支援を行います。	108	生活保護受給者を対象に、就労支援を2人、社会参加活動支援を4人に対し実施しました。	当初計画どおり	令和4年度と同様に、計画的かつ一貫的な支援を行います。	生活福祉調整課
10	生活保護受給者等就労促進事業	ハローワークと連携し、生活保護受給者、生活困窮者の就労を支援します。	108	生活保護受給中、住居確保給付金受給中及び生活保護相談中の148人に対して支援し、12人が就労しました。	当初計画どおり	令和4年度と同様に、ハローワークと連携し就労を支援します。	生活福祉調整課

(3) 経済的安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R5年3月末時点)	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
11	生活困窮者への就労準備支援事業	就労に対する不安が大きかったり、他人とのコミュニケーションが苦手なためすぐに一般就労に就くことが難しいと見込まれる生活困窮者に対して、生活習慣の改善や社会参加能力の向上などを図る支援を行います。	108	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成について、2人に対して支援を実施しました。	当初計画どおり	令和4年度と同様に、計画的かつ一貫的な支援を行います。	生活福祉調整課
12	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父または母が、就労する際に必要な対象講座を受講した場合に経費の一部を支給します。	108	ひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金を2件支給し、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図りました。	当初計画どおり	引き続き、ひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金の問い合わせに迅速に対応し、ひとり親家庭の就労支援に取り組みます。	子ども家庭支援センター
13	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の父または母が、対象資格の取得のため1年以上の養成機関に修学する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。	108	ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金を2件支給し、就業訓練中における生活の負担軽減を図りました。	当初計画どおり	引き続き、ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金等の問い合わせに迅速に対応し、ひとり親家庭の就労支援に取り組みます。	子ども家庭支援センター
14	ひとり親家庭就労支援事業	産業カウンセラーの資格を有する就労支援員が、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施し、求職情報、区の制度、ハローワークの制度等を情報提供し、就労支援を行います。	108	令和元年度まで、港区生活就労支援センターと連携し、ひとり親家庭就労支援事業を委託業務として実施していましたが、令和2年度より、業務委託から、区の常勤職員及び会計年度任用職員による運営に変更。	当初計画どおり	—	子ども家庭支援センター
15	学童クラブおやつ代等助成	生活保護世帯を対象に、学童クラブのおやつ代等を助成します。	108	生活保護世帯を対象に、学童クラブのおやつ代等を助成しました。	当初計画どおり	引き続き、生活保護世帯を対象に、学童クラブのおやつ代等を助成します。	子ども若者支援課
16	児童扶養手当	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童（中度以上の障害の程度にある20歳未満の児童を含む）を養育するひとり親または養育者に手当を支給します。	108	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童（中度以上の障害の程度にある20歳未満の児童を含む）を養育するひとり親または養育者に手当を支給しました。	当初計画どおり	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童（中度以上の障害の程度にある20歳未満の児童を含む）を養育するひとり親または養育者に手当を支給します。	子ども若者支援課
17	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、世帯の住民税課税状況により、本人負担分の医療費の全部、または一部（但し、入院時の食事療養標準負担額を除く）を助成します。	108	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、世帯の住民税課税状況により、本人負担分の医療費の全部、または一部（但し、入院時の食事療養標準負担額を除く）を助成しました。	当初計画どおり	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、世帯の住民税課税状況により、本人負担分の医療費の全部、または一部（但し、入院時の食事療養標準負担額を除く）を助成します。	子ども若者支援課
18	児童育成手当	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童を養育するひとり親または養育者に手当を支給します（育成手当）。また、満20歳未満の一定の障害がある児童の養育者に手当を支給します（障害手当）。	108	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童を養育するひとり親または養育者に手当を支給します（育成手当）。また、満20歳未満の一定の障害がある児童の養育者に手当を支給しました（障害手当）。	当初計画どおり	離婚や死別等により、18歳年度末までの児童を養育するひとり親または養育者に手当を支給します（育成手当）。また、満20歳未満の一定の障害がある児童の養育者に手当を支給します（障害手当）。	子ども若者支援課

(3) 経済的安定の支援							
No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R5年3月末時点)	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
19	港区女性福祉資金貸付	寡婦・未婚女性などの配偶者のいない女性や要保護女性に各種資金の貸付を行います。	108	令和元年度末で廃止 昭和50年4月に東京都から区へ移管されました。従来から、修学資金の貸付が実績の大半を占めてきましたが、給付型奨学金の拡大や高校修学費無償化により、必要性が著しく低下しており、平成30年度以降、新規の需要はありませんでした。本事業による各種資金は、東京都社会福祉協議会の貸付制度で、代替可能であること及び区民のニーズが著しく低下しているため、廃止。令和元年度事務事業評価「廃止」。	廃止	—	子ども家庭支援センター
20	児童手当	区内に住所を有する児童の保護者が、中学校修了までの児童を養育しているときに手当を支給します。	109	区内に住所を有する児童の保護者が、中学校修了までの児童を養育しているときに手当を支給しました。	当初計画どおり	区内に住所を有する児童の保護者が、中学校修了までの児童を養育しているときに手当を支給します。	子ども若者支援課
21	子ども医療費助成	子どもを養育している者に対し、保険診療の自己負担分を助成します。	109	子どもを養育している者に対し、保険診療の自己負担分を助成しました。	当初計画どおり	子どもを養育している者に対し、保険診療の自己負担分を助成します。令和5年4月から対象者を高校生までに拡大しました。	子ども若者支援課
22	保育料 (減免)	収入の減少、病気や災害等での特定の支出の著しい増加などにより、保育料の支払が困難になった場合、保育料の減額制度が適用されることがあります。	109	保育料等の支払い軽減を図り、減免制度を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、各家庭の経済的状況に合わせて案内するとともに、保育料等の支払い軽減を図ります。	保育課
23	保育料 寡婦 (寡夫) みなし適用	婚姻層のないひとり親世帯 (児童扶養手当受給者) において、保育料の税法上の寡婦 (寡夫) 控除のみを適用を行います。	109	保育料の税法上の寡婦 (寡夫) 控除のみを適用を令和3年8月分まで実施しました。令和3年から住民税法が改正されたため、保育料の寡婦 (寡夫) みなし適用を終了しました。令和3年9月分以降の適用はありません。	廃止	—	保育課
24	産前産後・家事育児支援事業	産前産後家事・育児支援サービス利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	109	産前産後家事・育児支援サービス利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	当初計画どおり	引き続き、産前産後家事・育児支援サービス利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	子ども家庭支援センター
25	みなと保育サポート利用料	生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税のうち所得税割課税額が77,101円未満のひとり親世帯については、利用料を無料とします。また、幼稚園、保育園等同一世帯の2人以上の児童が利用している場合、2人目以降の児童の利用料を無料とします。	109	生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税のうち所得税割課税額が77,101円未満のひとり親世帯については、利用料を無料にしました。また、幼稚園、保育園等同一世帯の2人以上の児童が利用している場合、2人目以降の児童の利用料を無料にしました。	当初計画どおり	引き続き、生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税のうち所得税割課税額が77,101円未満のひとり親世帯については、利用料を無料とします。また、幼稚園、保育園等同一世帯の2人以上の児童が利用している場合、2人目以降の児童の利用料を無料とします。	子ども家庭支援センター
26	Pokkeトワイライトステイ・ショートステイ利用料減免	Pokkeで実施しているトワイライトステイ、ショートステイ利用料金を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	109	Pokkeで実施しているトワイライトステイ、ショートステイ利用料金を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額しました。	当初計画どおり	引き続き、Pokkeで実施しているトワイライトステイ、ショートステイ利用料金を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	子ども家庭支援センター
27	乳幼児ショートステイ事業利用料減免	乳幼児ショートステイの利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	109	乳幼児ショートステイの利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額しました。	当初計画どおり	引き続き、乳幼児ショートステイの利用料を、生活保護世帯は免除、住民税非課税世帯は半額に減額します。	子ども家庭支援センター

(3) 経済的安定の支援

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況 (R5年3月末時点)	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
28	派遣型一時保育(病後児保育・新生児保育)利用料助成	派遣型一時保育において、生活保護世帯及び住民税非課税世帯が病後児保育・新生児保育を利用した際、生活保護世帯は利用料の金額(1か月上限10,000円)、住民税非課税世帯は利用料金の1/2を助成(1か月上限10,000円)します。	109	派遣型一時保育において、生活保護世帯及び住民税非課税世帯が病後児保育・新生児保育を利用した際、生活保護世帯は利用料の金額(1か月上限10,000円)、住民税非課税世帯は利用料金の1/2を助成(1か月上限10,000円)しました。	当初計画どおり	引き続き、派遣型一時保育において、生活保護世帯及び住民税非課税世帯が病後児保育・新生児保育を利用した際、生活保護世帯は利用料の金額(1か月上限10,000円)、住民税非課税世帯は利用料金の1/2を助成(1か月上限10,000円)します。	子ども家庭支援センター
29	粗大ごみ等減免措置	児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者に対する粗大ごみ等処理手数料の減免措置を行います。	109	各総合支所区民課やみなとリサイクル清掃事務所での窓口、又は郵送での廃棄物処理手数料の減免申請に対し、減免分粗大ごみ処理券を交付しています。	当初計画どおり	引き続き、各総合支所区民課やみなとリサイクル清掃事務所での窓口、又は郵送での廃棄物処理手数料の減免申請に対し、減免分粗大ごみ処理券を交付します。	みなとリサイクル清掃事務所
30	学習活動支援保護者負担軽減事業	区立小・中学校において使用する補助教材費や学校給食の精米購入費、区立幼稚園における未就園児に対する施設・園庭開放に必要な消耗品購入経費等を公費負担することにより、学習活動の支援を行うとともに保護者の負担軽減を図っています。	110	区立小・中学校において使用する補助教材費や区立幼稚園における未就園児に対する施設・園庭開放に必要な消耗品購入経費等を公費負担することにより、学習活動の支援を行うとともに保護者の負担軽減を図りました。	当初計画どおり	引き続き、区立小・中学校において使用する補助教材費や、区立幼稚園における未就園児に対する施設・園庭開放に必要な消耗品購入経費等を公費負担することにより、学習活動の支援を行うとともに保護者の負担軽減を図ります。	学務課 教育人事企画課
31	幼稚園保育料	生活保護世帯、区市町村民税所得割非課税世帯の子育てサポート保育料を無料とするほか、世帯の所得状況に応じた階層区分により子育てサポート保育料を決定しています。併せて、多子世帯の経済的負担軽減のため、世帯の所得状況や兄弟の年齢にかかわらず園児が第2子以降の場合は子育てサポート保育料を無料としています。	110	区立幼稚園の子育てサポート保育料(年間利用)に関わる多子世帯への負担軽減について、これまで小学校3年生までの兄や姉から見直していた子どもの数え方を見直し、令和2年度から、年齢に関わらず最年長の子どもを第1子とし、第2子以降の負担軽減を実施しました。	当初計画どおり	引き続き、多子世帯への経済的負担軽減を実施します。	学務課
32	幼稚園保育料の算定における寡婦(寡夫)控除みなし適用	保育料算定の基礎となる区市町村民税所得割課税額の計算に当たり、婚姻歴のないひとり親世帯(児童扶養手当受給者)について、税法上の寡婦(寡夫)控除の適用があるものとみなして算定します。	110	令和3年1月1日施行の国の税制改正により、結婚歴のないひとり親についても、「ひとり親控除」が適用され、税制上の控除を受けることが可能となったため、幼稚園保育料の寡婦(寡夫)控除のみなし適用を終了しました。	廃止	—	学務課
33	就学援助	経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に学用品費等の必要な援助を行います。	110	・年度当初に港区立小・中学校を通じて「就学援助のお知らせ」を児童・生徒全員に配布し、保護者からの申請に基づいて審査し、3月末現在の認定数は以下の通りです。 <小学校>1,024人/10,441人(9.81%) <中学校>510人/2,256人(22.61%) <全体>1,534人/12,697人(12.08%) ・就学援助は通常の認定に加え、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、直近の収入状況を踏まえた認定を行いました。	当初計画どおり	令和5年度から就学援助対象者を私立学校に在学または就学予定の児童・生徒にまで拡大します。また、オンライン申請による申請手続きの簡素化を行います。その他例年と同様の事業については、義務教育の円滑な実施に寄与するため、今後も継続して取り組みます。	学務課
34	特別支援学級就学奨励金	特別支援学級に在籍する児童・生徒の就学に関する経済的負担を軽減するため、保護者の負担能力に応じた就学経費を援助します。	110	年度当初に港区立小・中学校を通じて、「就学奨励事業のお知らせ」を特別支援学級に就学する児童・生徒に配布し、保護者からの申請に基づいて審査、認定を行い、就学に必要な経費の一部を支給することで、保護者の経済的負担の軽減を実施しました。	当初計画どおり	令和5年度から私立学校に在学する児童・生徒にまで特別支援学級就学奨励費対象者を拡充します。また、引き続き港区立の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に就学経費の一部を援助することで経済的負担の軽減を実施していきます。	学務課

(4) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

No.	事業名	事業内容	掲載ページ	現況（R5年3月末時点）	進捗状況	R5年度の実施予定	担当課
1	子どもの未来応援施策理解促進事業	子どもの未来応援施策を推進するため、区民等に対し、子どもの貧困対策に関する理解を促進するための講座等を開催します。	110	子ども食堂運営者に対し、児童相談所の職員を講師に「虐待の未然防止及び早期に係る研修」を開催し、子どもの貧困対策に関する理解を深めました。	当初計画どおり	子ども食堂ネットワーク会員等を対象とし、子どもの貧困の実情と対策についての講座およびワークショップ等を開催します。	子ども若者支援課
2	学習ボランティア養成事業	区内の子どもたちが基礎的・基本的な学力を定着させられるように援助する学習ボランティアを養成します。	110	学習支援事業において、学習ボランティアが中学生、高校生の学習指導を行うとともに、ボランティア養成等を継続的に行い、地域で子どもたちを応援する人材を育成しました。	当初計画どおり	引き続き、学習支援事業の委託により、子どもの未来応援施策の理解や人材の確保、育成を進めていきます。また、子ども食堂運営者が大学生と連携して行う学習支援により、子どもたちを応援する人材を育成します。	子ども若者支援課 生活福祉調整課
3	子どもの孤食解消と保護者支援	子ども食堂運営団体と地域の民間企業が連携するネットワーク化を推進し、そのネットワークから得られた寄付金や提供物資を子ども食堂運営団体へ循環させるシステムを構築します。子ども食堂の開催場所や開催回数を増やすことで、子どもの孤食解消を図ります。	110	区民に対し、子ども食堂やフードパントリーの開催周知を年間を通じて行いました。また、子ども食堂運営者向けの研修や情報交換の場を設けました。港区子ども食堂ネットワーク会員やみなとりサイクル清掃事務所と連携し、食材等の提供を行うことで、子ども食堂の安定的な運営を支援しました。	当初計画どおり	港区子ども食堂ネットワーク会員の拡大を図ります。また、新たに子ども食堂を開始したい事業者に向けて、子ども食堂の立上げや運営に必要なノウハウについて講習会や個別相談会を実施します。補助金については、令和4年度の金額を据え置き、積極的な助成を行います。	子ども若者支援課